

に今話を進めまして、実は会期もあまりありませんから、すでに関係方面にその修正の意思を伺つておるようなわけでありまして、さう御了承願ひたいと思ひます。

○平工委員 どうもありがとうございます。

○田中(總)委員 たいま平工委員の質問に対して政府委員からの答弁もあつたのでありますが、農地関係あるいはその他資材の關係等から、競馬場の新設はほとんど不可能の状態にあると思ふのでありますが、現に第二條にありまする國營競馬の場合におきまして、福島、新潟、横浜、阪神等の四つは破損いたしておりまして、当然修築しなければならぬような状態にあるように聞いておるのであります。この点につきまして、特に資材の面から競馬場は一がいに修築設備というわけにはいきませんと思ひますけれども、そういう方面への資材の使用が極端に制限されておる段階において、この改造の場合、あるいは修築の場合においても、非常に資材の点、制約されることと思ふのでありますが、この点について農林当局としてはどういふようなお考えをもつておるか伺ひたい。

○井上説明員 お答え申し上げます。ただいま修理材料は農林省の割当の中で、極力まわしていただくように努めておるのであります。しかしながら畜産局の割当はきつめて乏しいのでありまして、自然に修理回復が遅れておりまして、ただいま御指摘のように、十一競馬場のうち、現在からうじて使つておりますのは六箇所ということになつております。資材がまわります限り、われ／＼としては再開いたしたのではありませんが、その実現が容易でないような実情になつております。

○田中(總)委員 この点は農林省の手持資材のわく内でありまして、関係方面、あるいは安本等との關係もあると思ひますので、その点については全般的に公共施設、特に六・三制等に伴う校舎等の建設もきつめて困難な状態にありまして、十分考慮せられて、善処せられんことを希望するのであります。

次に第三條に關する問題でございます。第三項におきまして、競馬開催の日数は一回につき八日以内ということになつております。この点について年二回でしか一回につき八日ということになるわけでありまして、現在は大体春季は三月下旬から六月の二十日ごろまで、秋季は十月下旬から十二月中旬までということになつておりますが、勤労者が競馬に行くということも当然経済再建の方面から考えなければならぬと思ふのであります。祭日あるいは日曜日というものは、もちろん一日でいいと思ふのでありますが、土曜日については、現在一日やつておるといふことは、土曜日に、たとえば競馬場の近接の工場等に働く勤労者等が、仕事を放棄して競馬に行くというやうなことも考えなければならぬと思ふのであります。外國の例を見ますと、土曜日は大体半日ということになつておるのであります。土曜日を半日ということにいたしますならば、一回につき八日という開催日をいへば、出馬の關係等から見ますならば、三月の下旬を上旬に引上げ、また六月二十日ごろというのを下旬までに期日を引延す。秋季

においても、十月の下旬を九月の下旬ごろから始めて、十二月の下旬までというようにいたしまして、土曜日を半日にするといふ考えのもとに、一回の開催日を十日ぐらひにしたらどうかと思ふのであります。この点についてそこはどうかというようにお考えになつておりますか。

○井上説明員 たいまお話の点は、われ／＼も非常に御同感でございます。實際におきまして、土曜日の開催は主催者の側からいたしますと、非常に収入減になるのであります。現に府中で行いました場合にも、日曜に五千万円くらい賣れるといひますと、土曜日には三千五百万円くらいしか賣れておらぬのであります。かつまた馬を土曜、日曜と続けてやりますことは、現在の競走馬の資源が非常に不足しております現状では困難な事情でございます。なるべく御意に副ひまして、日曜に開催いたすように今後努めたいと思ふのでございます。

それから開催日数の延期につきましては、昨日もいろいろお話があつたのであります。この際におきましては、諸般の事情を考慮いたしまして、從來八日やつておりましたところの弊害もなかつたと思ふのでございます。特に國民の投機心と申しますか、そういうものを助長しないといふことも必要だといふ考えから、從來の開催日数等についてはこの際手を触れなまいりまして、自然にそういうことにも考えたい。こういう趣旨から開催日数、開催の日数といつたやうなものにつきましては、一應從來通りにいたしておるといふ趣旨でございます。今お

話の点は十分によくわかるのでございしますが、ただいまの見解ではさうな見解で原案を提出したやうなわけでありまして、

○田中(總)委員 次に第四條の入場料の問題でございます。地方競馬については、大体三十円程度が適當だと思ふのであります。國營競馬におきましては、もちろん等級はわけて考えなければならぬと思ふのであります。けれども、入場料があまりに低いと競馬にいろいろ傳助賭博等の賭博類の關係の者、そういう質のよくない者の入場するおそれがあると思ふのであります。その点について一等地と言ひますか、そういうやうなところは、思ひ切つて百円の最高限度を二百円程度まで上げる方が、むしろ競馬に行く者の質を向上せしめるためにいいと思ひます。同時に入場料の収入の点でもその方がいいのではないかと考えるのであります。その点についてはいかなるお考えでありましようか。

○井上説明員 たいま入場料は四十五円を最高としてつておるのであります。もちろんこれは税込みであります。大体府縣といたしましては倍以上になるわけでございます。一應この程度にしておいたかどうかという意見であります。しかしお話のごとくだんだん入場者も増えますやうになりますれば、その点もあらためて考慮してみたいと思ひますが、ただいまのところはその辺で、一筆倍額以上の値上げになりましますのだからやういふことで、原案を提出したのでございます。

○田中(總)委員 その点についてはいろいろ入場者の数等の趨勢を考えて善

処していただきたいと思ふのであります。

次にこの法律の施行に伴ひまして、日本競馬会が解散されることになると思ひますが、その解散にあたりまして、競馬会の資産は當然政府において引継ぐことになるやうであります。日本競馬会の現にもつております施設、その他の財産を借り受けるということになるのであります。それとも買受けるということになるのであります。その点を伺ひたいと思ひます。

○井上説明員 無償で政府が承継する意味であります。

○田中(總)委員 日本競馬会は、御承知のように戦時中政府の命令によつて設立された團體でございます。その現在もつております財産は、競馬場を初め、すべて民間投資のものを無償で譲渡したものでないかと考えるのであります。その点について、日本競馬会の解散にあたりまして、その財産処分にあたりまして、いわゆる現所有者への補償といふことについてはどういふことになるのですか。

○井上説明員 競馬が明治四十二年から大正十二年に至るまで馬券の發賣を停止せられました期間中には、概略で約三百万円の政府補助金が出ておつたのであります。これを開催諸費用とか、諸施設の費用といふものに使われておつたのであります。そうして残りましたものが結局十一競馬クラブでございます。大正十二年に競馬法が發布せられました。馬券の發賣が公許せられることに相なつたのでございます。それから昭和十年まで各クラブがこれを經營しておつたのであります。そこで当時日本競馬会は、各クラブの施

設、財産というものを全部承継したのでございすが、そのときの見解は、政府の補助金で大体施設その他ができてこれを維持せられたものであり、その後は公益法人として事業によつてその財産なり施設なりが殖えてきたものであつて、これは当然その団体が解消する場合に、國があるいは日本競馬會が承継しても何らそこに無理はない。こういう見解でもつて昭和十年に日本競馬會がこれを承継したのでござい

ます。從いまして、この事情から申しまして、今回日本競馬會が解消せざるを得ない事情に立ち至りましたため、政府がこれを承継したことは、その間の事情を考えますと一應無理ではない。こういう見解でこの度の法案になつておるのでござい

ます。○田中(總)委員 その点につきまして、競馬振興會というような競馬會に隸屬した団体もあります。一部ではこれが競馬會の資産承継の権利があるやうなことも主張されておるやうに聞くのでありますが、その点についてはいかがですか。これは今回無償で引継ぐという事でありますれば、振興會等のそういう関係はどういうことになり

ますか。○井上説明員 ただいまのお話は、關東競馬振興會と關西競馬振興會とのお話だと考へるのではありませんが、この競馬振興會は馬主の団体であります。一部旧クラブの有力な方々がその中に

おられるのでありますが、大体において會員の大部分は旧クラブの関係者はきわめて少いように考へております。それからだいたいま申し上げましたやうな事情で、その方々が財産に關しクラブに權利があるというやうな考へ方はと

らないでもないというのが、昭和十年の考へ方であつたのでありますから、やはりこの際もその考へ方に従つておるのであります。

○田中(總)委員 次に日本競馬會の現在の收支現況について承りたいのであります。はなはだしく赤字收支の状態にあるというふうに聞くのであります。その原因は一体どこにあるのか承りたいと思ひます。

○井上説明員 お答え申し上げます。はなはだしく赤字があるということも見方によつて考へなればならぬのは、現金では約四千万円あります。この四千万円は大体戦時中に競馬をし

ばらく休んでおりましたので、戦後も資材その他の關係で復旧がなかつてきませず、また復旧費が相当かかりましたやうな關係で、競馬が次第に順調になつてまいりますにつれて、馬場の設備、あるいは馬場の拡張というやうなことに相当な金を注ぎこんでおる

のが、この赤字のおもな原因であります。その次に人夫賃、あるいは印刷費等の値上りも莫大なものの上るのでございすが、一方馬券の發賣はどうかと申しますと、ただいまわれわれは年間約四十億を想定いたしておるの

でありますが、戦前におきまして、やはり總發賣は四億ないし五億に達しておつたのであります。從いまして馬券の發賣は約十倍であるにかかわらず、諸資材あるいは人夫賃等の値上りは、御承知のように数十倍あるいは百倍を超えるものも相当あるものであります。さうな關係で、一方におきま

しては施設の修復、一方におきましては馬券の發賣に對して、それだけの資材あるいは諸費用がかさんでおる、

○田中(總)委員 その点は當然國家において引継ぐことになるのでありますから、当局として十分嚴重なる管理のもとにやつていただきたいことを希望しておきます。

次にこの法律の提案の理由の第一に、中央、地方財政の打開に大きな貢獻をするということがあります。第二の理由といたしましては、不當購買力の吸収といふことを掲げておるのでござい

ます。第六條によりまして馬券の種類も三種に限定されることになるのであります。第一の財政に貢獻する増収をはかるという意味において、現在の三種の券のよりもさらに一步を進めて、馬券の場外發賣を行つたらどうか、かように考へるのであります。その点について當局はどういう考へをもつておられますか。かりに場外發賣を認めるといふことになりま

すが、ただいまの競馬は、競馬の實際を拜見いたしましたも、必ずしもその馬の素質をよく知つて、そこに興味をもつてやるという競馬よりも、むしろ連勝式というやうなあくまでも富饒類似の方法が非常に多く採用されておることは事實なのであります。從つて

ただいま農林當局といたしまして、通称ガラと稱するものややはり計画の中にに入れておるわけでありまして、さうしてお尋ねのやうな場外競馬等につき

ましては、実は東京の一部にそういうことをやつておる人間があるのであります。が、今當然それは取締の対象になるわけでありまして、從つてこ

ういふものが行われてくるというこの事實に鑑みまして、やはり政府としては一應これらの問題を考へておく必要があると思つておるわけでありまして、ただいまのところではこの法案一つに止めておきまして、まだそれ以上には考へてお

らぬわけでありまして。○田中(總)委員 その場外發賣を実施される場合に、どういふものによつて行かうかといふことについては、當利會社あるいは競馬振興會のためにきておる協力団体等もあるものであります。その二つがよいと考へられると思つてお

ります。○井上説明員 ただいまの御質問は、日本競馬振興會を解消すべきものだといふ考へかといふことだと承ります。ただいまの振興會は、振興會に限つて馬が出せるという特權を附與されておるのであります。しかるに今後はさう

いふわけにまいらぬと思ひますので、法案にございしますやうに、國で馬主を登録いたしましたものは、だれでも馬が出せるというに相なるわけであり

ます。從つてこの競馬振興會は、中の様子が相當變つてくると思はれるのであります。しかしながら競馬を施行いたしますには、馬主は最も主要な要素になるわけでありまして、この馬主

さんの團體が當然必要でございまして、現在の競馬振興會そのものが、そのまゝの形で立ちいけるかどうかといふことは、ただいま申し上げましたやうな事情から困難かと思ひます。ある

いはそのまゝの形でいけるか、形の變つたものになるかは、今日政府といたしましてはどうとも申し上げるわけにはまいりませんが、何かそこに内容が少し變つてくるやうな氣もいたすのであります。積極的に解消すべきものだといふふうには考へておりません。で、競馬を施行いたしますには馬主の團體が強力に推進していただくやうに、期待をいたしておるのであります。○田中(總)委員 その点は、十三條によつて出馬するものは登録制になるの

でありますから、変つてくるという御説明は了承できるのであります。この十三條において、登録を受けることのできない者に対する制限が出ておるのであります。私はこの一にさらに刑法上一年以上の処刑を受けた者、特に賭博あるいは暴行、その他の破産罪の關係でこうした処刑を受けた者、これは特に最近そういうような、いわゆる暴力團と言へば少し語弊がありますが、そういう關係において馬を持つておる者が殖えつつあるというように聞いておるのであります。特に競馬の品位を向上せしめる、賭博類似行為を抹消するという關係から、馬主に対しては少くともこうした賭博、暴行その他の破産罪によつて一年以上の刑罰を受けたような者は、登録の資格がないというふうにする必要があると思ふのであります。殊にそれは地方競馬において、その必要を痛感するのであります。その点についてはこれをさらに追加いたしまして、制限するといふお考えがあるかどうか。その点を伺いたいと思ひます。

○遠藤(二)政府委員 ただいまの御質問であります。旧競馬法におきましては、大休をうける精神でやつておつたのであります。しかし今回の競馬法におきましては、破産罪、その他この競馬法関係以外の犯罪については、でき得る限り寛大に取扱つてまいりまして、あれもいけな、これもいけな、というふうな、やかましい制限を設けないようにいたしました。なるべく自由に、希望者はほとんどすべての者が、この競馬に参加することができるようになつて、ただし旧競馬法及び本法に違反して、競馬に対して毒害を流

すというふうな者については、これを拒否する建前だけを守つてまいりまして、そのほかはなるべく自由にしてまいりたいといふ考え方、この法案をつくつてある次第でございます。

○田中(總)委員 最後にもう一点伺つておきたいのであります。ただいまの問題に關連いたしまして三十一條の罰則の問題でございます。三年以下の懲役という点については、原案でいいと思ふのであります。罰金刑の問題でございます。殊に俗にいわれるのみ屋というふうな關係で行われておるものに對する制裁といたしましては、少くとも一レースで二十万円くらいの収益をあげておるという關係で、そういうことが馬券の賣上げにも非常に影響をもつてくると思ふのであります。その五万円以下の罰金という罰金刑を、さらに相當思ひ切つて引上げたかどうかという点を考へておるのであります。この点に對する當局のお考えが一点。

○遠藤(三)政府委員 ただいま三十一條の罰則についての御質問でありました。たが、実はこの五万円以下の罰金に処するといふ規定は、一つの事案ごとに、一つのみ行為といふ事案ごとに、五万円以下の罰金に処するといふことになつております。ただいま御指摘のやうに、場合によりましては数十万、あるいはそれよりまだ大きなみ屋行為があるといふことをしばしば聞くわけでありまして、刑罰全体の体系からまいりまして、このみを非常に重くするといふようなことが、なか／＼困難なような事情がありまして、一應この形で罰則を規定したような次第であります。なおこの罰則の金額は、非常に少いような場合が生じますけれども、違反ができないように嚴重な取締りを勵行してまいりたい。そして大きな違反が行われないようにしてまいりたいといふことを、併せて考へておるような次第でございます。

たが、実はこの五万円以下の罰金に処するといふ規定は、一つの事案ごとに、一つのみ行為といふ事案ごとに、五万円以下の罰金に処するといふことになつております。ただいま御指摘のやうに、場合によりましては数十万、あるいはそれよりまだ大きなみ屋行為があるといふことをしばしば聞くわけでありまして、刑罰全体の体系からまいりまして、このみを非常に重くするといふようなことが、なか／＼困難なような事情がありまして、一應この形で罰則を規定したような次第であります。なおこの罰則の金額は、非常に少いような場合が生じますけれども、違反ができないように嚴重な取締りを勵行してまいりたい。そして大きな違反が行われないようにしてまいりたいといふことを、併せて考へておるような次第でございます。

○田中(總)委員 最後にもう一点伺つておきたいのであります。ただいまの問題に關連いたしまして三十一條の罰則の問題でございます。三年以下の懲役という点については、原案でいいと思ふのであります。罰金刑の問題でございます。殊に俗にいわれるのみ屋というふうな關係で行われておるものに對する制裁といたしましては、少くとも一レースで二十万円くらいの収益をあげておるという關係で、そういうことが馬券の賣上げにも非常に影響をもつてくると思ふのであります。その五万円以下の罰金という罰金刑を、さらに相當思ひ切つて引上げたかどうかという点を考へておるのであります。この点に對する當局のお考えが一点。

○遠藤(二)政府委員 ただいま三十一條の罰則についての御質問でありました。たが、実はこの五万円以下の罰金に処するといふ規定は、一つの事案ごとに、一つのみ行為といふ事案ごとに、五万円以下の罰金に処するといふことになつております。ただいま御指摘のやうに、場合によりましては数十万、あるいはそれよりまだ大きなみ屋行為があるといふことをしばしば聞くわけでありまして、刑罰全体の体系からまいりまして、このみを非常に重くするといふようなことが、なか／＼困難なような事情がありまして、一應この形で罰則を規定したような次第であります。なおこの罰則の金額は、非常に少いような場合が生じますけれども、違反ができないように嚴重な取締りを勵行してまいりたい。そして大きな違反が行われないようにしてまいりたいといふことを、併せて考へておるような次第でございます。

○大島政府委員 新しくこの法案が通過した際におきましては、一切の事務が國營になるのであります。従つて國としての建前からそれらの人選をして登庸することになると思ふのであります。特にこの方面の仕事は相當専門の技術を要しますので、技術的にはこれらの人々を相當必要とすることと思ふのであります。役員についてはこれは目下考へておりません。

○井上委員 次は守田道輔君。尋ねたい。私は政府に對しましてお尋ねいたします。政府は今回國營競馬並びに地方競馬を行いますにあたり、従来の日本競馬会が行つてきたレース番組の独占的編成等に関しまして、この際官公的の弊害を是正する目的をもつて、馬主、調教師、飼主等、あるいは第三者の意思を尊重して行ふ考へがあるかどうか、こういう点をひとつ伺いたい。

○守田委員 私は政府に對しましてお尋ねいたします。政府は今回國營競馬並びに地方競馬を行いますにあたり、従来の日本競馬会が行つてきたレース番組の独占的編成等に関しまして、この際官公的の弊害を是正する目的をもつて、馬主、調教師、飼主等、あるいは第三者の意思を尊重して行ふ考へがあるかどうか、こういう点をひとつ伺いたい。

○守田委員 次は、従来行つてきたところの賞金額では、馬主の経済が維持できない段階にきておるようと思はれるのであります。そのうち、良馬の育成といふことが困難になるのではなからうか。この際賞金額を引上げるようなお考へがあるかどうか、この点を確めたいと思ひます。

○井上説明員 お話のように賞金額が低いといふことは、たゞ／＼關係者からお話が出ておるのであります。今までの關係をここで申し上げますと、日本競馬会の予算によりまして、賞金は平均一頭あたり七万五千円、それに附加賞が六千円出ておるのであります。今國政府が競馬を承継することになりますれば、一應馬の賞金をどの程度に見たならばよいかといふことを考へたのであります。この考へ方の根本は、一頭五十万円平均の馬を買つて、一箇月の飼養費が約一

○守田委員 次は、従来行つてきたところの賞金額では、馬主の経済が維持できない段階にきておるようと思はれるのであります。そのうち、良馬の育成といふことが困難になるのではなからうか。この際賞金額を引上げるようなお考へがあるかどうか、この点を確めたいと思ひます。

○井上説明員 お話のように賞金額が低いといふことは、たゞ／＼關係者からお話が出ておるのであります。今までの關係をここで申し上げますと、日本競馬会の予算によりまして、賞金は平均一頭あたり七万五千円、それに附加賞が六千円出ておるのであります。今國政府が競馬を承継することになりますれば、一應馬の賞金をどの程度に見たならばよいかといふことを考へたのであります。この考へ方の根本は、一頭五十万円平均の馬を買つて、一箇月の飼養費が約一

○守田委員 次は、従来行つてきたところの賞金額では、馬主の経済が維持できない段階にきておるようと思はれるのであります。そのうち、良馬の育成といふことが困難になるのではなからうか。この際賞金額を引上げるようなお考へがあるかどうか、この点を確めたいと思ひます。

○井上説明員 お話のように賞金額が低いといふことは、たゞ／＼關係者からお話が出ておるのであります。今までの關係をここで申し上げますと、日本競馬会の予算によりまして、賞金は平均一頭あたり七万五千円、それに附加賞が六千円出ておるのであります。今國政府が競馬を承継することになりますれば、一應馬の賞金をどの程度に見たならばよいかといふことを考へたのであります。この考へ方の根本は、一頭五十万円平均の馬を買つて、一箇月の飼養費が約一

○守田委員 次は、従来行つてきたところの賞金額では、馬主の経済が維持できない段階にきておるようと思はれるのであります。そのうち、良馬の育成といふことが困難になるのではなからうか。この際賞金額を引上げるようなお考へがあるかどうか、この点を確めたいと思ひます。

○井上説明員 お話のように賞金額が低いといふことは、たゞ／＼關係者からお話が出ておるのであります。今までの關係をここで申し上げますと、日本競馬会の予算によりまして、賞金は平均一頭あたり七万五千円、それに附加賞が六千円出ておるのであります。今國政府が競馬を承継することになりますれば、一應馬の賞金をどの程度に見たならばよいかといふことを考へたのであります。この考へ方の根本は、一頭五十万円平均の馬を買つて、一箇月の飼養費が約一

○守田委員 次は、従来行つてきたところの賞金額では、馬主の経済が維持できない段階にきておるようと思はれるのであります。そのうち、良馬の育成といふことが困難になるのではなからうか。この際賞金額を引上げるようなお考へがあるかどうか、この点を確めたいと思ひます。

○守田委員 次は、従来行つてきたところの賞金額では、馬主の経済が維持できない段階にきておるようと思はれるのであります。そのうち、良馬の育成といふことが困難になるのではなからうか。この際賞金額を引上げるようなお考へがあるかどうか、この点を確めたいと思ひます。

○井上説明員 お話のように賞金額が低いといふことは、たゞ／＼關係者からお話が出ておるのであります。今までの關係をここで申し上げますと、日本競馬会の予算によりまして、賞金は平均一頭あたり七万五千円、それに附加賞が六千円出ておるのであります。今國政府が競馬を承継することになりますれば、一應馬の賞金をどの程度に見たならばよいかといふことを考へたのであります。この考へ方の根本は、一頭五十万円平均の馬を買つて、一箇月の飼養費が約一

○守田委員 次は、従来行つてきたところの賞金額では、馬主の経済が維持できない段階にきておるようと思はれるのであります。そのうち、良馬の育成といふことが困難になるのではなからうか。この際賞金額を引上げるようなお考へがあるかどうか、この点を確めたいと思ひます。

○井上説明員 お話のように賞金額が低いといふことは、たゞ／＼關係者からお話が出ておるのであります。今までの關係をここで申し上げますと、日本競馬会の予算によりまして、賞金は平均一頭あたり七万五千円、それに附加賞が六千円出ておるのであります。今國政府が競馬を承継することになりますれば、一應馬の賞金をどの程度に見たならばよいかといふことを考へたのであります。この考へ方の根本は、一頭五十万円平均の馬を買つて、一箇月の飼養費が約一

○守田委員 次は、従来行つてきたところの賞金額では、馬主の経済が維持できない段階にきておるようと思はれるのであります。そのうち、良馬の育成といふことが困難になるのではなからうか。この際賞金額を引上げるようなお考へがあるかどうか、この点を確めたいと思ひます。

○守田委員 次は、従来行つてきたところの賞金額では、馬主の経済が維持できない段階にきておるようと思はれるのであります。そのうち、良馬の育成といふことが困難になるのではなからうか。この際賞金額を引上げるようなお考へがあるかどうか、この点を確めたいと思ひます。

○井上説明員 お話のように賞金額が低いといふことは、たゞ／＼關係者からお話が出ておるのであります。今までの關係をここで申し上げますと、日本競馬会の予算によりまして、賞金は平均一頭あたり七万五千円、それに附加賞が六千円出ておるのであります。今國政府が競馬を承継することになりますれば、一應馬の賞金をどの程度に見たならばよいかといふことを考へたのであります。この考へ方の根本は、一頭五十万円平均の馬を買つて、一箇月の飼養費が約一

○守田委員 次は、従来行つてきたところの賞金額では、馬主の経済が維持できない段階にきておるようと思はれるのであります。そのうち、良馬の育成といふことが困難になるのではなからうか。この際賞金額を引上げるようなお考へがあるかどうか、この点を確めたいと思ひます。

○井上説明員 お話のように賞金額が低いといふことは、たゞ／＼關係者からお話が出ておるのであります。今までの關係をここで申し上げますと、日本競馬会の予算によりまして、賞金は平均一頭あたり七万五千円、それに附加賞が六千円出ておるのであります。今國政府が競馬を承継することになりますれば、一應馬の賞金をどの程度に見たならばよいかといふことを考へたのであります。この考へ方の根本は、一頭五十万円平均の馬を買つて、一箇月の飼養費が約一

○守田委員 次は、従来行つてきたところの賞金額では、馬主の経済が維持できない段階にきておるようと思はれるのであります。そのうち、良馬の育成といふことが困難になるのではなからうか。この際賞金額を引上げるようなお考へがあるかどうか、この点を確めたいと思ひます。

四くらしいことになると思いますが。馬も五十万圓といたしまして、現在のように相当高額の馬があるものであります。四才になつて走る馬は五十万圓見当だろと思ひます。それを併せまして、馬代金を三箇年に償還する。それから飼養費を一箇月一万圓といたしまして、それらの費用を合算いたしまして、その七割を賞金によつて償つていく、こういう考え方であります。三割は、馬主自体は馬をもつて楽しむのでありますから、その樂しみによつて三割を出してもらひ、七割を政府が賄つていく、こういう考え方であります。

○守田委員 次に現在の競馬は特殊の競走のみに對しまして賞金を出す。弱い馬に對しましてはほとんど顧みるところがないのであります。この際旧來の補助政策をやめて、これらの馬券の最高の一部を各出場馬にも、頭数に按分して割當するといふような方法を考へていくかどうかが、お尋ねいたします。

○井上説明員 それは賞金のやり方でありまして、負けた馬に賞金をやるというところはどうかと思ひますが、政府の予算といたしましては、その点種々折衝の結果得られないような事情でございまして、賞金のやり方には、負けた馬も相當に歩のあるような番組を組む、あるいはやり方を講ずれば、具體的にはその目的が達せられるのではないかと思ひます。十分その点を考慮したいと思ひます。

○守田委員 次にお尋ねしますのは、旧來の取締當局の悩みであります、いわゆる競馬場内外のみ賭博、のみ行為に對して何らかの対策をもつておら

れるか、その点をお尋ねいたします。

○遠藤(三)政府委員 のみ行為の取締りの問題につきましては、私ども非常に悩んでいる問題であります。競馬の公正な運営をはかるためには、のみ行為をできる限り絶滅するといふ方向へもつてまいりませんければ、とうてい明朗公正な競馬は得られないのであります。今回特にこののみ行為に對する罰則を強化いたしまして、まず、のみ行為の取締りを嚴重にしていこうという建前をとつたのであります。ただ警察官その他の取締りの官吏の人員等の關係もありまして、なかなか思うようにまいりませんので、將來におきましては、あなかも鉄道における鉄道職員、警察官をもつていけるものがあるまいりまして、そういう方法も考へて減を期していきたいといふことを考へております。

○守田委員 次にもう一つお尋ねいたしますが、國營並びに地方競馬を行うの計上をはかつておられますが、はたして予想通りの成績を収め得るかどうかが、その御自信がありますか。

○遠藤(三)政府委員 國營競馬になりました、從來の競馬以上に賣上が上つていくかどうかといふ点については、私も國營競馬に切替える方針を考えます場合に、最も注意しなければならぬ点だと思ひます。ややもすればいわゆる官僚的な運用になりまして、おもしろくない競馬になつてしまふ。そういうことになりなりましたらば、ほんとうのねらつてゐる國營のよいところは、あるといひたしても、最も悪い面が強調されるようになりまして、この國

營競馬は失敗に終るというように考へておられますので、そこはいわゆる官僚的な運営はできる限り廃止して、そのうして伸び／＼した、しかもおもしろい競馬にするようにあらゆる点を考へてまいりたいといふふうに考へております。

○守田委員 私の質問は打切ります。

○井上委員長 この際ちよつと皆さんにお話りをいたします。治安地方制度委員会から本競馬法に對して連合審査会を開きたいとの申出がありました。が、御承知の通り非常にも切迫しております。かつ本委員会においてもまだ十分審議が盡されておられませんので、私から地方制度の委員長に對して、私から懇談をいたしました結果、地方制度委員会から特に本委員会に代表的に委員を出しまして、地方制度委員として發言をしたいから許してくれという申出がありますので、この際これを許したいと思ひますが、異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○井上委員長 それでは許します。門

○門司亮君 それではお許しを得まして、二、三御質問を申し上げたいと思ひます。最初にお伺ひしたいと思ひますことは、第一條の第二項であります。政府で行う競馬は、國營競馬といひ、都道府縣が行う競馬は、地方競馬といひ、この二つに書いてあります。すでに守田君の御質問の中にもあつたかと思ひますが、競馬が國營となつてまいりまうと地方公共団体の行うものになつてまいりまうならば、必然的にこの競馬の性質が多少變つてこなければならぬと思ひます。從來馬匹の政

良のみに重点をおいて民間に委ねておりましたものが、このたびはその方面が比較的薄くなつて、競馬自体が財政の方面からかなり強く反映してきておるというように解釈ができるのであります。また今回の競馬法にも大體そういう意味のことが書いてあると思ひますが、こゝなつてまいりまうと、必然的に地方財政と非常に密接な關係をもちますので、従つて國の行ひます競馬は、別といたしまして、地方競馬の開催の土地が各府縣二箇所と限定されております。各府縣と申しまして、非常に大きな縣と、また一つの都市に匹敵するだけの人口を持ち合せていないような小さい都市もあるものであります。これらがこゝ／＼一つのわく内にはめられて開催するといふことは、いささか私には不合理だと考へざるを得ないのであります。殊に地方財政を考へてまいりまうならば、こゝういふことは考へられるのであります。従つても、都道府縣に二箇所を限定して許されるといふことは、五大都市のごとき大きな財政を必要とする都市、殊に多くの人口を擁しておりますような都市においては、當然これを開催することができるような改正をしていただきたいと考へるのでございしますが、この点に對する當局のお考えはどうであるかといふことをまず第一にお聞きしておきたいと思ひます。

次に御聞きしておきたいと思ひますことは、第二十一條であります。第二十一條のところに「都道府縣は、競馬を開催するときは、その入場料のうちから、地方税法の定むる入場税に、附加税を当該市町村に交付しなければ

ならない。」といふ一條項を加えていたきたいといふことであります。これを國の行ひます競馬におきましては、當然地方税法に定めざる税額を、いわゆる入場税といふものを当該市町村に、あるいは府縣にこれを附加税としてとらせるという規定になつておりますが、都道府縣の行ひます競馬におきましては、この規定がないのであります。従つて入場料の全額を都道府縣が收入いたしますが、当該市町村は競馬を開催いたしますのに多くの費用が要すると思ひますけれども、その当該都市に對しては何らの收益がないやうな形になつてゐると思ひます。これは私は非常に不合理だと思ひますがゆゑに、地方財政をゆたかにするために、は當然当該都市、市町村に附加税として入場税相當のものに附與するといふ規定を設けていただきたいと思ひますが、この点に對する御見解をお伺ひいたしたいと思ひますのであります。

次は第二十二條の規定でございますが、これは第九條にもあつたと思ひますが、第九條並びに第二十二條の規定の中に、拂戻しの金額の税率といふものが、國の競馬にあつては百分の二十五、地方の競馬にあつては百分の二十九と書いてあるものであります。この点が私は非常に問題となると思ひますが、先ほどもいろいろ質問應答を聞いておりますと、のみ賭博に對しまして、これを絶滅するといふお考えがあるやうであります。しかもその取締りの警察官をしてこれを取締らせらる。それができない場合には、鉄道のやうに、特別にこれを監視する警察官に類するやうなものを配置してまで取締らうといふお考えがあるやうであり

ますが、これは私はいふん悪い考えであると思つてあります。監視をいかに殖やしても、取締りすることはなか／＼困難であります。これを絶滅するためには税率を下げる以外には方法はないのであります。のみ賭博が跋扈するということは、この税率が高いために、平たく申しますと、いわゆるばくちのてら銭がとれる。この範囲内の税率にしてあります限りにおいては、のみ賭博はいくら取締りをしてでも絶えないのであります。観客の一人一人に監視をつけたらどうか知れませんが、これ以外は私は取締りができないと思つます。それゆゑに國がこういう大きな税金をかけないで、そうしてのみ賭博を絶滅したそうとするならば、この税率を下げて、そうして拂戻しの金額を多くしてやるというところの方が大衆的であり、かつ競馬が非常に公明正大に行われると思つてあります。この点に対する当局のお考えは非常に間違つておいてなると思つますが、その点の御見解をお伺いしたいと思つます。

○遠藤(二)政府委員 お尋ねの第一点であります。お話のように大都市を含む都道府県ときわめて小さな府縣が、同じように二箇所というのでは非常に不合理だといふ点でございます。この点については一應ごもつともありますが、実は昨日もこの委員会ではいろいろ議論がありましたように、競馬場の敷をどう／＼殖やしてまいりますと、いわゆるサラブレッドその他の競争馬が汎濫してまいりまして、そうして馬産の健全な発達期し得られない。一方において馬の生産の方面からの非常に大きな問題がございまして、

かた／＼競馬場として用いております用地が食糧増産の用地とか合うようなこともあります。場敷を殖やするというにいろいろ／＼困難な事情があります。今回の改正におきましては、今まで通りの場敷をそのまま踏襲するといふ考え方でやりましたので、御了承願ひたいと思つます。

第二十一條の附加税の問題であります。これは地方税法の關係で、当然当該市町村で附加税がかけられるということになつております。

第二十二條の拂戻し金額の問題でございますが、これは御指摘のように、たしかに、のみ行爲の取締りのために、取締りの官吏の増員だけでは、とても解決しないのは御指摘の通りでございます。でき得ればなるべく引去りの歩合を少くしてまいりまして、拂戻しの金額を多くしてまいりすれば、のみ屋のいはる余地が非常に少なくなつてまいりますので、のみ行爲の制圧も非常に大きな作用をなしてくると思つます。ただこの問題につきましては、競馬の本来の目的がどこにあるかという問題にもう一度歸つて考えてみなければならぬと思つてあります。御承知のように今回の競馬法の建前におきまして、競馬は三つの大きな目的をもつてゐる。一つは畜産の振興である、もう一つは財政収入を確保するのだ、第三は國民に健全な娯樂を提供するのだ、こういう三つの大きな目標がある、その第二の財政収入を確保するといふ点から申しまして、控除歩合を非常に少くしてまいりますと、財政収入が非常に減つてまいります。この点についていろいろ議論がありまして、先般府中の第二次の競馬の際に、実験的に今まで三三〇程度差引いておりましたものを、二二〇程度まで下げてやつてみましたけれども、その結果はやはりその成績が上つてまいらないという結果が出てまいりましたので、この控除率を今まで通りの率で継続してまゐる、こういうふうなことでこの法案を出しているような次第であります。

○門司亮君 重ねて質問して恐縮ですが、ただいまの当局の答弁は、これは不可解に私は考へております。第一の問題であります。もし当局のお考えがそういうお考えであるとしたしなすならば、これは法の上でもいかにようにも処置ができるのであります。たとえば今すでに成案となつて現われております自動車競走法のごとき、また私どもの委員会において起草しておりますドッグ・レースのごとき問題におきましては、これとちやうど同じ問題であります。都道府縣において二箇所にする、但し五大都市のごとき特定の市をもつてゐる府縣においては、ほぼ一箇所に限定するということになれば、競馬場の敷は殖えないのであります。法律の上でそういう問題はどうにでも片付くと私は考へるのであります。従つてそうすることが競争も避け、さらに地方の財政をゆたかにならしめる一つの大きな原因になつてくるというふうな考へられますので、当局もぜひそういうふうにお考へ願ひたい。競馬法だけがこういう形を示しておきまして、他のそれに類するものは大体そういう條項となつて、自動車競走法といふものはすでに成案となつて通過しております。これと同じように歩調を合はしていただきたいといふことを私は申し上げるのであります。

うことを私は申し上げるのであります。次の問題であります。当該市町村の当然附加税がかけられるという問題であります。これは非常に微妙な問題であります。國が地方税として移譲したしなす場合におきましては、地方税として入場料を移譲いたしました。その場合におきましては、都道府縣が本税をかけたとして、十五割の中の五割を都道府縣がとり、さらに十割を附加税といたしまして、その中の十割が当該市町村にまゐるようになつております。従つてこの文章の中にも、やはり当該市町村はそれに相當額の税金をかけるものであるといふことを明記していただくことが非常に私は問題を引きさなすことになる、こう考へておるのであります。そこで当然これは取り得るものだという規定を一つ設けていただきたいと考へておるのであります。そういたしますと、都道府縣がこれは税金をとるのであります。都道府縣が当然主権をもつておりますので、税金の形になつておりません。た場合、市町村がこれに税金をかけました場合に、たとえば当該市町村が百分の二十五をかけるというところになつてまいりますと、ちやうど入場料の移譲額と同じ額になつてまいるので、そういうことを明記していただきたいといふことを私は申すのであります。

次のおみ賭博問題であります。先ほどから申しますように、きわめて当局のお考えが過ちであるといふことを重ねてここに申し上げておきます。それは財政の問題が大体主となるものだと私は考へております。もはや日本の現状におきましては、そう軍に必要な

ような馬を育成する余地は私はないと思つます。現在日本で必要な馬産と申しますれば、競馬であるとか、役馬であるとかいふものがむしろ重要であつて、アラブとかサラブレッドの競走を主とする馬といふものは、主として娯樂に使われることに相なつてゐると思つのであります。そう考へてまいりますならば、競馬が健全な娯樂の一つとして考へられ、さらに地方財政の收支が主たる目的だと考へるのであります。そうなる、どうしても控除率は下げていただいて、のみ屋の跋扈する余地をなからしめて、大衆の健全なる娯樂として、自由に、しかも拂戻しの多い、大衆に迷惑をかけない方法でいくことが、はるかに私は賢明だと思つ。先ほど府中のことのお話がございましたが、一日そういうことをやつてみたところで、それはおそろしく徹底するものでありませんし、そういうことが必ずしも理論づけにはならぬと考へるのであります。従つて当局のみ賭博をせひなくするといふことが主眼であつて、しかもそれに重きを置かれて、將來これに対する何らかの特別の係官まで派遣するといふばかげた考へをもつておるとすれば、この競馬は腐敗墮落するといふことは、今日より以上にはなほだしい。そういうことをせひ考へていただいて、できれば自動車レースの問題にいたしまして、大体私どもは百分の二十あるいは百分の十五が至当だと考へておりましたが、現状の財政その他を考へるならば、これを二十五に改めておりますので、この際地方競馬におきまして、それは二十五程度に抑えてもらいたい。健全なる

かた／＼競馬場として用いております用地が食糧増産の用地とか合うようなこともあります。場敷を殖やするというにいろいろ／＼困難な事情があります。今回の改正におきましては、今まで通りの場敷をそのまま踏襲するといふ考え方でやりましたので、御了承願ひたいと思つます。

第二十一條の附加税の問題であります。これは地方税法の關係で、当然当該市町村で附加税がかけられるということになつております。

第二十二條の拂戻し金額の問題でございますが、これは御指摘のように、たしかに、のみ行爲の取締りのために、取締りの官吏の増員だけでは、とても解決しないのは御指摘の通りでございます。でき得ればなるべく引去りの歩合を少くしてまいりまして、拂戻しの金額を多くしてまいりすれば、のみ屋のいはる余地が非常に少なくなつてまいりますので、のみ行爲の制圧も非常に大きな作用をなしてくると思つます。ただこの問題につきましては、競馬の本来の目的がどこにあるかという問題にもう一度歸つて考えてみなければならぬと思つてあります。御承知のように今回の競馬法の建前におきまして、競馬は三つの大きな目的をもつてゐる。一つは畜産の振興である、もう一つは財政収入を確保するのだ、第三は國民に健全な娯樂を提供するのだ、こういう三つの大きな目標がある、その第二の財政収入を確保するといふ点から申しまして、控除歩合を非常に少くしてまいりますと、財政収入が非常に減つてまいります。この点についていろいろ議論がありまして、先般府中の第二次の競馬の際に、実験的に今まで三三〇程度差引いておりましたものを、二二〇程度まで下げてやつてみましたけれども、その結果はやはりその成績が上つてまいらないという結果が出てまいりましたので、この控除率を今まで通りの率で継続してまゐる、こういうふうなことでこの法案を出しているような次第であります。

○門司亮君 重ねて質問して恐縮ですが、ただいまの当局の答弁は、これは不可解に私は考へております。第一の問題であります。もし当局のお考えがそういうお考えであるとしたしなすならば、これは法の上でもいかにようにも処置ができるのであります。たとえば今すでに成案となつて現われております自動車競走法のごとき、また私どもの委員会において起草しておりますドッグ・レースのごとき問題におきましては、これとちやうど同じ問題であります。都道府縣において二箇所にする、但し五大都市のごとき特定の市をもつてゐる府縣においては、ほぼ一箇所に限定するということになれば、競馬場の敷は殖えないのであります。法律の上でそういう問題はどうにでも片付くと私は考へるのであります。従つてそうすることが競争も避け、さらに地方の財政をゆたかにならしめる一つの大きな原因になつてくるというふうな考へられますので、当局もぜひそういうふうにお考へ願ひたい。競馬法だけがこういう形を示しておきまして、他のそれに類するものは大体そういう條項となつて、自動車競走法といふものはすでに成案となつて通過しております。これと同じように歩調を合はしていただきたいといふことを私は申し上げるのであります。

うことを私は申し上げるのであります。次の問題であります。当該市町村の当然附加税がかけられるという問題であります。これは非常に微妙な問題であります。國が地方税として移譲したしなす場合におきましては、地方税として入場料を移譲いたしました。その場合におきましては、都道府縣が本税をかけたとして、十五割の中の五割を都道府縣がとり、さらに十割を附加税といたしまして、その中の十割が当該市町村にまゐるようになつております。従つてこの文章の中にも、やはり当該市町村はそれに相當額の税金をかけるものであるといふことを明記していただくことが非常に私は問題を引きさなすことになる、こう考へておるのであります。そこで当然これは取り得るものだという規定を一つ設けていただきたいと考へておるのであります。そういたしますと、都道府縣がこれは税金をとるのであります。都道府縣が当然主権をもつておりますので、税金の形になつておりません。た場合、市町村がこれに税金をかけました場合に、たとえば当該市町村が百分の二十五をかけるというところになつてまいりますと、ちやうど入場料の移譲額と同じ額になつてまいるので、そういうことを明記していただきたいといふことを私は申すのであります。

次のおみ賭博問題であります。先ほどから申しますように、きわめて当局のお考えが過ちであるといふことを重ねてここに申し上げておきます。それは財政の問題が大体主となるものだと私は考へております。もはや日本の現状におきましては、そう軍に必要な

娯楽と市町村の財政をこれによつて賄う一助にするということに改めていただきたいというのを、私は当委員会に対して重ねて申し上げておきます。

○小川原委員 この競馬法のごとき、今まで長い期間にわたつての悩みでありましたものが、会期が明日、明後日というところでお出しになつたというところについて、私は非常に不快に思ふのであります。これをもう一つ早く出していただきまして、われわれに審議期間を與えていただきなかつたのが、それができなかったのを非常に遺憾に存じます。この競馬法を見ますと、この競馬法には目的がないのであります。何をやるのかということがちつともわからないのであります。これはどういふわけであらうか、書かれたのであるか。前の法律でありますと、競馬は畜産のためにやるとか、どうとか、いろいろ書いてあるが、これはどうしてこういうふうに書いたのでありますか、その一点を承りたいと思ひます。

○遠藤(三)政府委員 普通の法律の場合でありますと、第一條にこの法律の目的を掲げるのが例であります。今回のこの法律には、これを明記することを避けて、各本條それらの條項からおのずから競馬の目的がにじみ出るようにするつもりで、最初に法の目的ということを書いたような次第であります。

○小川原委員 それは他意あつてお尋ねするものではありませんが、目的にするにいたしたとしても、金の出たところの金がなか／＼返つてこない。その例を示すならば、地方競馬は畜産の改良の

もとに現行法ではなつて、地方競馬というものをやるのでありますけれども、なか／＼そういうふうにかねのであります。これが國營競馬でやるというようにいたしましたも、目的がはつきりしておらないとその金をどこに使つてもよろしいということになつてしまふと思ひますが、そういう点には御考慮がなかつたのですか、いかがでありますか。

○遠藤(三)政府委員 これまでの競馬法におきましては、御承知のように政府の収入、いわゆる政府納付金はその四分の三以上を馬事のために使ひ、残りの四分の一以下を社会事業に使うということを明記してあつたのであります。しかし今回の建前においては、これは國家の収入として使つてもよろしい。一般會計の收入として國家にいはり、その使途は國會においてこれをきめていくという建前になつております。しかし精神としては、財政當局とも打合せまして、この條文を落してはおりますけれども、その精神でもつて今後引續いてやつていく。事実問題として、競馬から止つてまいります政府収入は、畜産の方面から上つてまいりますから、畜産の予算がその競馬収入を見合つて相当とれやすくなつていくというところは、事実としてあると思ひますけれども、財政當局との申合せにおきまして、その趣旨でやるといふことになつております。

○小川原委員 これまで國家が必要としたしておりまして、この種の馬の購入などについても、農林省自体が必要であるという要求を國庫にいたして、金で代つてまいらなかつた。今度目的のない國庫の收入というものは、

は、どのように使つてもよろしいということになりまして、耕馬であるとか、あるいは範馬であるとか、あるいは牛であるとかいう、あらゆる畜産に必要である方面に、農林省が失職者から金をとり得るという自信があらうかどうか。私は今まで長い間何十年間の経験を見ましても、おそろくそういう方面に金がとれないのではないかと思ふのであります。この点は政府はいかようにお考えになつておりますか。

○遠藤(三)政府委員 非常にその点は痛い御質問でございますが、実は今後の日本の農業を見ますと、畜産なしでは農業の生産力を維持することができないことはもちろん、いわゆる縮小生産の過程にある日本の農業を、拡大生産に轉換することはとうてい不可能であります。従つて畜産の予算をとることにつきましては、情勢の推移とともに、ますます強くとり得る情勢になつてまいらうというのを確信すると同時に、また必ず財政當局も相當の予算を出すものと信じておる次第であります。

○小川原委員 それは觀念の相違になるかも知れませんが、私は美談に即して考へて、それはできないと考へるのではありません。これは私をして言わしめるならば、私は競馬というものは、ほんとうはすきでないものであります。競馬をやつて娯楽を得るとか、財政を賄ふというところは、それは妙な話であるとは私に考へる。しかしながらこれは仕方がない。今多くの社会の人たちが、競馬をやればもうかるのだから、おれの方も競馬をやろうというところは、まことに迂遠な話であつて、私どもの思想とはまったく違つた考へ方である。私も競馬をやることは、國民の娯

樂ということもありますが、第一に農耕になくなくてはならない、われわれ人類に必要なところの畜産というものを奨励しようという根本の目的として、一つの娯樂方法として競馬をやるのであるとして、競馬によつて收入を得るなどという、そんな末梢的なものでないかと、私はこう考へておりますが、この点は政府はどうお考えになつておりますか。

○遠藤(三)政府委員 この点につきましては、先ほども御説明申し上げたのでありますけれども、今回の競馬法は三つの目標をもつております。一つはあくまでも畜産の奨励をし、畜産の発達をはかるために、この競馬を施行する。もう一つは、併せて財政の收入を確保するというものであり、第三は健全な娯樂としてのスポーツを國民に與えるという、三つの目標をもつておるのであります。私も畜産の改良と、畜産の発展のために、十二分に競馬を活用したいということを考へておる次第であります。

○小川原委員 その問題はそれだけにしておきまして、それならば、この競馬を何ゆゑに國營競馬となさるのであるか。國營競馬といふことではあれば、ここに機構を示さなければならぬが、一つも機構が示されておらない。同じ競馬をやるとしても、民有國營の競馬もあれば、國有國營の競馬もあれば、國有民營の競馬もあれば、あるいは半官半民の株式組織の競馬もあるの、いかような方法もできるものを、何ゆゑに國有國營の競馬にするのだといふ断定をなさつたのであります。先の三つの目的から考へて、國有國營が三つの目的を達するに一番よいというお考え

でありますか。それとも何かほかにお考えがあつたのであります。何ゆゑにこれをお選びになつたか、お聴きしたいのであります。

○遠藤(三)政府委員 この法案の建前として、國は直接の施行主体になるという意味の國有國營の建前をとつております。現在の段階におきましては、國有國營の建前が最も三つの目的を達するに適當であるという考へ方に到達して、本案をつくつたやうな次第であります。

○小川原委員 國有國營の競馬は、世界のうちでソ連だけであると私は思ふのであります。われわれが指導を受け、われわれの模範としようとしておるところの民主的政治をやつており、民主的産業をやつておるアメリカにおいてさへも、これがないのであります。それを何ゆゑに、日本が今までのやうな全体主義ではないかといつて、全体の組織をこわし、戦争中によつた組織を全部こわしておるのに、競馬のみが、國有國營でやるといふ結論に達した農林省當局のお考えを、私はまずもつてお聴きたいのであります。

○遠藤(三)政府委員 御指摘のやうに、現在競馬を國有しかも國營でやつております。國は、ソ連だけと思つております。ただ日本の現状からいまして、終戦後のきわめていろいろ問題が複雑輻輳しておる社会情勢のもとにおきまして、長い間の將來の大きな變轉の後における形勢をかくといたしまして、現在の情勢としましては、やはり國有國營の形が最も適當であるといふやうに考へておる次第であります。

○小川原委員 私は共產主義のこともあまり多くを研究いたしません。大

体の私の常識、あるいは書物によつてながめしたものを考えますと、今農林省から提案になつておられますところの、今日の議題以外におきますところの計画生産農業の仕方と、今またこの國有國營の競馬をやるといふことと、一貫して農林行政を見たときには、あるいは其産業に近いところの施設をしようといふのであるかどうかといふことを、私は非常に疑うものである。これは私の共産党に対するところの研究が足りないから、こういうことを言つて皆さんの笑いを招くかもしれません。が、そういうふうに大局的に政治をながめてみると、どうもそういう流れがあるように見えるのであります。しかしそれが何か脈絡があるかないか。この点をはつきりしていただきたいと思ひます。

○遠藤(三)政府委員 ただいまの御質問の点であります。この法案におきます國有國營の形態は、共産党的なイデオロギー的なものでやつておるものと考へておらないのであります。最も民主化された経営の形態として、各人が自由にやる競馬と、しかもこれをさらに徹底した社会化された、あるいは國家の名においてやるという方式の二つの方式があると思ひますが、その後者のいわゆる國家的な形における民主的な経営を、この際考へたような次第であります。

○小川原委員 私は畜産局長というその人をながめたときには、共産的な考へのある人とは一つも思ひません。なるほどつばな、われ／＼自由主義者と同じ考へをもつておられることとは思ひます。しかしながらこの法案は、今アメリカの國にもない、ソ連に片寄

つたような現実にもどうとういうような疑いがあるものであつて、それが一番よい法案であるという御説明ならば私も納得いたします。決して小さく考へておりません。あなたの御議論に私は必ず降伏をいたします。しかしだいたいまゝ言ひます通り、四つも、五つも組合せはいくらかあるものであります。もつとよい方法はあるのであります。しかし農林當局がこれによいのだという断定のもとにお出しになつたのだといひますれば、一歩譲りまして、その通りとして質問を進めます。現在においては、農林當局の御監督のもとにある競馬場が損をしておる。これを國營國有にお移しになつて、必ずあなたの方の目的が達せられるものであるという結論が出るか。この点をお伺ひします。

○遠藤(三)政府委員 現在の公認競馬におきまして、なるほど御指摘のように競馬会には赤字が出ております。この赤字が出ておる原因は、編上高の六、五％でもつて競馬会の方の経費を賄ふことになつており、以前からやつておるわけでありまして、その後人夫費あるいは印刷費その他の経費が非常にかさんでまいり、賣上高もだん／＼上つてまいりましたけれども、その速度に追いつかないような結果になりまして、自然競馬会の経理は非常に苦しくなつてまいりました。しかし政府としましては、二五％内外の税その他の納付金をとつておられますので、赤字になつておりません。競馬会には赤字になりましたけれども、政府の赤字と競馬会の赤字を差引きますと、やはり政府としては非常に大きな赤字になつておるような次第であります。その点も御

了承願ひたいと思ひます。
○小川原委員 その点はちよつと後回しにしまして、その問題の結論に達する前に、一つの経路としてお尋ねしたいことは、現在あるところの競馬場の財産であります。その財産を、國有に移るときにはどういふふうになさるおつもりでありますか。
○遠藤(三)政府委員 競馬会の所有しております財産は、國が權利義務を承継する形で引継ぐことに考へております。

○小川原委員 そうしますと今までもつておりました人の財産に対しては、何か代償としてお拂ひになるおつもりか。あるいは一時借りてやるおつもりですか。
○遠藤(三)政府委員 競馬会の現在もつております財産につきましては、この財産の性格をこゝで簡単に申し上げておきたいと存じます。明治四十三年に競馬が禁止になりました。その後大正十二年まで競馬が禁止されておつたのであります。その間四十三年に至るまでに、それ／＼の民間の方々が、それぞれの出資を合ひまして、競馬場を建設したものであります。競馬場が禁止せられるにつぎまして、それらの財産に対して非常に大きな打撃を受けました。その際政府としましては、その当時の金で約三百万円を補助金として出しました。大体その損失を補償するという建前でやつておつたのであります。その後競馬が再開せられるにあたりまして、十一の競馬場が残つておりました。この間の種牡馬統制法の改訂ですが、そのときには、いわゆる民法の社團法人になりました。この財産は個々の社員に帰属しないような形の

社團法人になつたのであります。従ひましてその後競馬法の施行によつていろいろな施設が建てまいりましたけれども、これは國家の特別の許可によつて建てまいりました財産でありまして、個々の個人に帰属すべき性格のものではないといふふうに考へております。それが戦争の直前に競馬会に統合せられていつたというのが現状であります。従ひまして競馬会の大だいまでもつております財産は、もと／＼政府に帰属すべきものであるといふふうに私も解しておるような次第であります。

なおこれについて一つの特例がござります。これは根岸の競馬場の問題であります。根岸の競馬場につきましては、根岸に限つて補償してまいらなかつたのであります。従ひまして根岸の競馬場を競馬会に昭和十二年に統合いたしましたときには、約四十三万円を根岸の競馬場に政府としては拂ひまして、そして円満に競馬会に統合しておりますので、全体の財産といひましては、競馬会としては何人の所有にも属さないものの形になつておるわけでありまして、従つてこれは性質上、當然政府に帰属すべきものであるといふ解釈のもとに、今回は政府が承認するといふ法制を立案したような次第でございます。

○小川原委員 よくわかりました。それから私はこゝでもう一つ先の結論をまとめたいために申し上げたいのであります。この間の種牡馬統制法の改訂のときにお聴きしたが、よく聞えなかつたのですが、サラブレッド競走馬百五十万頭と聞いたが、私ちよつと腑

に落ちなかつたのであります。實際は政府は競走馬をいくらしようといふお考えでありますか。
○井上説明員 ただいま種牡馬といひましては二十三年度において四千五百頭あるものであります。このうち輕種が八十五頭であります。サラブレッドが五十八頭、アラブが二十七頭であります。これが五箇年計画で、すなわち二十七年には種牡馬の全体の頭数を七千五百頭といたしまして、そのうち二％、すなわち百五十頭が輕種とするはずであります。その内訳はさらに六％がサラブレッド系、四％がアラブ系、輕種で申しますと九十頭がサラブレッド系系統で、六十頭がアラブ系統、こゝろふにみる見込みであります。ただしこれはただいまお話の種牡馬統制法等によつて強制的にするというわけではあります。そういうふううに、政府といたしましては民間の需要を考へて、そういう指導をやつていきたいと考へております。

○小川原委員 その計画通り進んだとして競走用馬がいくらでござることになりますか。
○井上説明員 競走用馬といひましては、地方競馬の方は、大体御承知のようには地方の農馬等の役馬であります。これにつきましては、われ／＼といひましたし、輕種は計画的にやらなければならぬといふことは全然考へておりません。いわゆる政府で行います競馬について考へますと、必要な頭数は、現在の状況におきましては千頭内外であります。これについては、十一競馬場がうまく動くようになれば、大体その倍數、すなわち約二千頭見当ればよいといふことになるの

であります。そこでそれから逆算いたしますと、当歳から二歳、二歳から三歳、三歳から四歳になりますまでに、一割ないし一割五分の損耗がございますので、見当をつけますと三割くらい損耗があるとして、二千頭できてまいりますのに三割の損耗がございますので、年々の生産数は三箇年で更新いたすといまして約六百頭、この六百頭に損耗を加えますと、九百頭程度の年々の生産を必要とするように考えております。

○小川原委員 サラブレッドを特にしらせるものに対しては、何か國が助成金を出すお考えでありますか。また特定の施設をおつくりになるおつもりでありますか、いかがでしょう。

○井上説明員 サラブレッドの増産につきましても、従来種馬統制法のごさいました当時も、助成金というものは少しも出ておらぬのであります。今後におきましても特にサラブレッドを奨励するという態勢はとらぬでもよいと考えております。

○小川原委員 それではばかりでしたが、馬の育成については経費は要らない、建物、施設については経費は要らない、そうであるから國營でやつても賄いがついていくのだというお見通しの上であります。先ほども局長のおつしやられた通りに、競馬会がやつて損をしておるものが、これが國營に移して利益が上るのだとは考えられない。そうすると助成金を出すことができないから、たとえて申しますならば、今までは損は民間がいたしまして、納付金は國が使つて、言わば國は何ら手要らずに相當の収入を得ておつたのだ、こういう結論であります。今

度はそれをやめてしまひまして、國の方で一切をやるといふことになりまして、國家が考えたような利益はない。また今日世の中で騒がれておる通りに、競馬は利益があるのだ、國でやつた方がもうかるのだ、地方財源になるのだと申しましても、それはかけ声ばかりで、實際に効果はあらぬという結論を今お尋ねしてわかつたのであります。その点は當局はどういうふうにお考えになりますか。

○遠藤(三)政府委員 今回の國營におきましても、従来以上に非常にたくさん収入があるとも考えないのであります。収入が少くとも従来同等、またはそれ以上の収入をあげてまいりますように、それを目標にしてまいります。諸種の経費の節減をはかりまして、そうしていろ／＼の弊害を除去してまいりますならば、少くとも今までよりも財政的に見ましてもよい競馬ができるかと考えておる次第であります。

○小川原委員 これは観念の相違と言われればそれまでであります。私どもとまづたつて正反對であります。私どもはかく申し上げては畜産局にまことに相済みませんけれども、日本の國營で何が利益があつたものがあるかと言いますに何もなし。それを利益のないものを國營に取上げてしまつて、利益をあげようというならば、これはもつてはがの見当違いであると思つております。民間であればこそ夜も寝ずしてやつておる。こちらのお役人にとつて、重役が下に言いつけるばかりでなく、下の者がかえつて重役の仕事をし、今までの能率をあげておるのである。今ところは能率をあげておるのであ

ります。それがまづたつて官僚の手によつてやることになると正反對の結果になつてくる。いかに國が利益が上ると言つても、結果は大きな赤字になつてくると私どもは想像するのであります。また地方競馬においてもその通りであります。地方の民間の人たちが、尾籠なことを申しますが、馬が糞をたれましても、みずからその糞を取りのけてやることをいたしますから、多少でも利益があるものであります。けれども、役人といふことになつたならば、そういうものもまた別に役夫をおいて仕事をすることになる、そうすると経費ばかりかかつて利益はあらぬ結果になつてくるのであります。それは私どもの方においてもその実例を申し上げればいくらでもあります。そういうことになりましても、この法律案をこしらえても、結果は非常な悪法であるといふことになるのであります。その点農林當局はどういうふうにお考えになつておりますか。

○遠藤(三)政府委員 國營になつて、その経営が非常に官儀的になり、そうしていわゆるお役所仕事式になりまして、能率がさがり、収益が減るようなことになる点は非常に恐れておるのであります。その点は私どもも極力そういうことにならないように努力してまいります。

○小川原委員 これは私の意見ではないのであります。現在御監督になつておるこの農林省におきましては、終戦後においては相當利益があらしましたが、近ごろこの収入がさがつてまいりまして、各地方競馬においても競馬は非常に利潤のあるものだと思つておりました。現在の赤字を出す時代に

なりまして、御承知の通り農民と言わず、中産階級の商工人と言わず、非常に紙幣に悩んでおる。紙幣の洪水であつて、その紙幣の洪水に悩むという事態が起つてきたときに、これを國營に移して財源を求めるといふことがございまして、とうてい不可能であると考えるのであります。この点はいかがでありますか。

○遠藤(三)政府委員 この点は多少見解の相違になるように存じますが、私どももいたしましては、あくまで収入の減らないために減らないどころではなくむしろ従来以上に収入が殖えるように、あらゆるくふうをしてまいりたいと考えております。

○小川原委員 それはまた同じことになりまして、その点はもういたしておきます。それよりもどうしても競馬をやらなければならぬといふことならば、いつそのこと半官半民にして、政府が二分の一の株式をもち、民間においても二分の一の金を出させて、これを株式会社としてやつた方がいよいよに私は思いますが、その点はいかようにお考えになつておりますか。

○遠藤(三)政府委員 競馬をやつてまいります場合には、やはり中心の問題になりますのは競馬場の数の問題であります。ある程度数の制限をしてまいります。ある程度劣敗の形になつて、條件の悪い競馬場はどんどん繁榮いたしますが、條件の悪い競馬場はこれに反してつぶれていくような結果になるのであります。数を制限することとが不可避の問題であることと私は考へております。さて競馬場の数を制限してまいります。さて、特定の人がその制限された数において利益に

浴し、特定の人が恩恵をこうむるといふような結果になりますので、その点が私的独占とか、あるいは集中排除等の精神に反するといふようなことが、いろいろ關係方面との議論の間にも出てきたのであります。そういう見地から半官半民の機構をこの際は避けることにいたしまして、純然たる國營にするようにしたのであります。もともと日本競馬会は、半官半民と言いますよりはむしろ官に近いようなものであります。現在行われております公團の機構等に比べましても、はるかに官に近い性格をもつておるように私どもは考へておりましたが、それでもまだ民的色彩が若干残つております。純然たる官ではないといふところに問題がありまして、純然たる官が経営するといふ建前にしたような次第であります。

○小川原委員 それは見解の相違といふことになつてしまひます。私ども一應は保留しておきまして、さらにお尋ねしたいのであります。さつき賞金の問題が出ておりましたが、賞金は一等五十万円といふことであります。これをもつと民主的な立場におきましますならば、これを八十万円くらいにお上げになつたらどうですか、この点はどうお考えになつておりますか。

○井上説明員 賞金の点につきましても、従来七万五千円で、附加賞金は五千円といふことになつております。大體の計算をいたしますと、附加賞金は元通りになります。頭当り平均十一万五千円に増額されております。従来競馬会で行いました賞金には補助金が出ておつたのであります。しかし今度政府が行います場合には補助金が

出なくなりますので、ただちにこれだけの増額になつたということは申し上げませんが、若干よくなつてゐることは事実であります。

○小川原委員　これは今まででありま
すと、御承知のように競馬をやるのに

馬持ちを集めるためには非常に金をかけたのでありますが、今度やります場合に合におきましても、必らずこれはそうしなければ馬は集らぬと考えられるのであります。そういうことを考えます

ときに、いかに収入をはかるうとも、いかにおもしろいところの競馬を行おうと考えましても、馬が集らなければ何もならないことになります。馬を集めることについては賞金を上げる。そ

してこの損耗に対しても國家が補償をしてやる意味の賞金でなければならないので、馬が損失したからすぐに補償金をくれとは言わないが、賞金の中に補償金を含ませてその賞金を高くする

ことが、國家の今考えている目的を達する一番の近途と考えるのですが、この点は政府と私と大いに相違があります。すが、いかが考えられますか。

○井上説明員　ただいまのお話の点

は、馬の購買費に毎日の飼養等を合わせて見て、七割を賞金で補償するといふ考え方があります。計算がちよつとできませんが、従来はそれよりも大分下であつたように思ふのであります。

三割は馬主が馬を出して競馬をやる楽しみ料に負担していたで、こういう考えであります。

○小川原委員 このレースの番附をつくるのに、これは國營であるからと言

つて政府でつくつてお出しになるので
ありますか、それともあるいは民主的
に考えまして、そのマースを、あるい

は馬主であるとか、あるいは調教師であるとか、騎手であるとか、またはフアンの中の特定の人などを集めまして、民主的にレースの番附をつくるという考え方でありませうか、その点もお聞きしておきます。

○井上説明員 ただいまお話のように、きわめて民主的に今後のレース番組の編成等については運営していきたいと考えております。

○小川原委員 それでは競馬委員会と

か。
 ○井上説明員 ただいまこで成案を
 申し上げる時期に達しておりません
 か。

が、大体お話のようにいたしたいと考
えております。

○小川原委員　これまで振興会という
ようなものがあつたのですが、あれは
どういふようにお始末なさるお考えで

すか。
○井上説明員 振興会につきましては、現在の振興会は馬を出す特権をもっている団体であります。今後は政府において登録したものは、だれでも

競馬ができることに相なるわけで、自然に振興会の内容なり、性質なりが変つてくると思います。しかしながら馬主団体というものは、競馬を遂行するにいつてきわめて大事なものでござい

ますので、今後政府がやるというにしても十分に尊重しまして、馬主團體の援助をいたしたいと考えております。

さつき局長からお話になりましたが、私は競馬を殖やせとも減らせとも申し上げるではありませんが、現在の馬

が足りなくて、そして競馬場を円滑に
うまく使つていく、そして地方競馬に
おきまして、各府縣の収入になるよう
なことができるお考えでありますか、
どうでありますか、この点をお尋ねい
たします。

○遠隔(三)政府委員 地方競馬は各府県に二箇所、北海道六箇所ということになるのであります。公認競馬は十一箇所ございますが、終戦後の状況に鑑みまして、馬が非常に不足であるとい

うことに悩んでおるのであります。馬が不足であるためになく／＼よい競馬ができないというのが現状であります。この馬が不足のときに、競馬場の数をもど／＼ふやしますと、馬の引付

たぐ自由に——自由といつてはいけません、会社とかそういう方面に代るといふことになりましたときに、國家はその損失があるかないか、この二点を承つておきたい。

○遠藤(三)政府委員 今回の競馬法の有効期限を二箇年といたしましたのは、一箇年の間に國營競馬を実施してみまして、その実績等を考へて、その間に將來の恒久的な機構といふものは、いかにあるべきかといふことを考へた上、検討していきたいといふふうに思つておるのであります。特に一箇年を限りましては、最近の社會情勢から言ひましても、差当りの安定の策を考へて、長い將來の問題としては、その後、慎重に検討いたしました上にきめてまいりたいといふつもりでございます。

○小川原委員 もう一点お尋ねいたしておきたいのは、今年は農林省から大藏省に對しまして、畜産に關して要求されましたところの金額は何ほど出ましたか。それから畜産によつて得たところの金がどれだけありましたか。私は將來日本の畜産は伸ばしていかなければならぬと考へますので、局長も御承知のように支那からも日本の馬を未だかつてないほど多量に買いたいといふことが來ておる。講和が済みますと、必ず日本の馬を東洋に對して相當輸出するといふ見込みが立つておりますので、私は畜産に力を入れてやつていくといふことが、國家のために非常に重大な問題であると思へまして、今の質問をいたしましたのであります。これらの点のお見通しをお尋ねいたします。私の質問をやめたいと思ひます。

○遠藤(三)政府委員 畜産關係の予算

につきましましては、昨年度は大体一億五、六千万円程度であつたのであります。しかし今年度の予算におきましては、七億餘になつております。一般のこの方面の予算は大体三倍程度でありますけれども、それをはるかに上廻ります。特に全体からみますと、畜産予算は非常に多く認められておるといふふうに考へておるのであります。

なお畜産の將來の輸出問題につきましましては、東亞諸地域に對して、日本の種畜を供給するといふことは、きわめて有望な日本の産業になると思つてあります。現に支那あるいは朝鮮方面から種畜の要求がございます。われわれは將來ますますこの要求にこたへ得られるように、畜産の生産についての態勢を整備してまいりたいと考へております。

○井上委員長 清澤君が簡単に質問したいのでありますからこれを許します。

○清澤委員 この競馬法でまゐりますと、政府が資材から施設実施まで全部行われるとしますならば、政府が一の事業團體のような形になりますから、その運用は何か單行法などで出されるのであるかどうか、同時にその係りでも申すべき役人はどういふふうな取扱になるのか、この二点をお伺ひしておきたい。

○遠藤(三)政府委員 今回の國營の競馬におきましては、國有、國營の建前を一貫しておるのであるとして、國が直接經營するといふ建前になつてゐるのであります。その經營のこまかな点につきましましては、なを政令あるいは省令に譲りまして、こまかく規定していただく部分もござります。

○清澤委員 そうしますと、國營だ

けといふことになれば、一つの國營法といふものができてそこで役人がきまり、予算が組まれて、一つの事業体系が整わなければならぬと思ひますが、そういう点はどうかと思ひますが、そういう法律はどう用意ができておるかといふことであります。

○遠藤(三)政府委員 一應その大綱はこの競馬法によつておるわけでありませんが、予算は別途財政委員會の方ににかつておるはずでございます。

○清澤委員 次に大体小川原さんが馬券の利益とか入場料の利益の配當について、お聴きになつたようでありまして、あとで議事録を拜見することにしたしまして、私はいま一点お聴きいたします。役人はたしてうまくやつていけるかどうかといふことであります。今までもボスが非常に跳梁して、ほとんど手がつけられないといふのが競馬の実態ではなかつたかと私は考へておりますので、それを取締る非常に強い役人が、徹底的にそれを行使できるかどうかといふ自信を一つはつきり聴いておきたい。

○遠藤(三)政府委員 その点につきましましては、非常に大きな問題であると思つておりますが、私どもとしましては、從來競馬を施行しておりました人々、特に技術経験をもち、そういう問題についての相當しつかりした腹をもつてやつておられるような人々を、この國營、縣營の競馬に協力していただいてやつていきたいと考へております。

○清澤委員 そこに質問の要点がござりますので、そういたしますと、この競馬を施行しますには、これをこの人々によつてどうやつていくのだとい

う別な法律が出なければならぬ。ただこれだけの法律では私は競馬がやつていけないので、それが用意してあるか。その顔ぶれによつては重大な問題が出てくるのであります。是非を決定するのはそこに重点があると思つて、その点は少しも不安がないと言われるのか。そういうものがないとするなら、この法案だけでは實際施行がでないではないかといふ結論に達するのであります。

○遠藤(三)政府委員 その点につきましましては、この法律で一應職員を任命することになつておりますので、その任命によつてそれらの必要な人にこの國營、縣營に協力していただきまして、そうして、大体やつていけるだらうといふ見通しをたてて提案してゐる次第であります。

○清澤委員 その任命が非常な問題であるから、少くも法律をもつて、こういう任命は定むべきものであつて、ただ役所で認定によつて、任命するがごときことであつては、競馬といふものは今までの競馬よりまだ乱れて悪いものになると考へておるのであります。その点は地方競馬と國營競馬とにおいてわかれるのであります。地方競馬のやり方もやはりお考えの通りでやられますか。

○遠藤(三)政府委員 その点は國營も地方競馬も同じ考へ方であるつもりであります。しかし御指摘の点は非常に重要な問題でありますので、私の方でもよく考へてまいりたいと思ひます。その人的構成については細心の注意を拂つてまいりたいと思ひます。

○清澤委員 それ以外にもお話を伺いたいことがありますが、問題は小川原

さんがその筋に御交渉なすつたときにも、そういうボスの跋扈といふものを警戒しておられる点が非常に多いのに、結局今度はそれが公然の殺人の形で行われることになりますれば、この法律でわざ／＼國營にした効果がないのであります。非常におせきになつておりますから、私は、はなはだ不満でこんな競馬法に賛成はしたくないのであります。皆さんがこれになければ競馬ができなと言ひますから、一年を限つてあります。一應はのみこんでいこうと思ひますが、その点は十分御注意願ひしたいと思います。

その次にお尋ねしたいのは、これは簡單でありますけれども、地方競馬と國營競馬が同一縣内において行われる場所があります。新潟縣のごときは國營競馬も指定してありますから、こういう場所においては、國營競馬によつて地方競馬が何か制約を受けるか、受けな

○遠藤(三)政府委員 同一縣内に國營競馬と地方競馬がある場合にはその開催の期日等については打合せてまいりませんと、相互に不便を生じますから、そういうことについては円滑な運営をはかりたいと思ひますが、相互に制約は全然受けな

○清澤委員 済みました。

○永井委員 競馬法に關する質疑はこれをもちつて打切られんことを望みます。

○井上委員長 永井君の動議に御異議ありませんか。

る質疑は打切ること決定いたしました。

○井上委員長 それではこの際食糧確保臨時措置法案を議題として討論に付したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井上委員長 それではこれより食糧確保臨時措置法案を議題とし、討論に付します。本案の修正案の説明を許します。小林運策君。

○小林委員 ただいま議題となりました食糧確保臨時措置法の興三派並びに国民党結成準備会の修正案につきましては、各位のお手許に配付されてある通りであります、この際朗読をいたします。

食糧確保臨時措置法中改正案

第二條第二項中「生産数量」の下に「生産者保有数量」を「供出数量」の下に「代替供出の範囲及び比率を含む」を「農機具」の下に「等」を加える。

第三條第一項中「意見を聴いて」を「意見に基づき」に改める。

同條第二項の次に次の一項を加える。

「政府は、主要食糧農産物の生産を確保するため必要な資金の融通につき、計画を定め、その実施に関し必要な措置を講ずる。」

第七條第五項中「農機具」を「農機具等」と改め、「命令に基づき」の下に「時期を失しない」を加える。

第八條第四項に次の但書を加える。
「但し、第五項において準用する第六條第二項の規定による決定があるまでは、食糧緊急措置令（昭和二十

一年勅令第八十六号）第一條の規定による收用は、これを行わない。」
第九條中「農機具」を「農機具等」と改める。

第二十九條を次の如く改める。

「第十條の上に「第三條第四項の指示又はを加える。」

何とぞ御賛成をお願いしたいと思います。

○井上委員長 これより討論に入ります。民自党の岩本君。

○岩本委員 私は民主自由党を代表いたしまして申し上げます。今修正案をいただきましたけれども、原案とともに反対を表示するものであります。と申しますのは、この法案が食生活の安定をはかるというところに重点があるのではありません、そうするためには増産をせねばならぬ。ところがこの法案に基づいては増産は不可能である。こういうふうに見るからであります。

まずその主要なる部分を申し上げてみますと、割当量が過当であるという場合においては、この條文は全部死滅するのであります。そういう理由にあるときに、割当については実際の生産者である農民はほとんどタッチすることができないことが一つの点であります。

いま一つは價格の決定についてこれまた発言権がないということでありまして、かような不十分な下におきまして、しかば政府は責任を負ひてこれに対処しておるかといへば、裏付物資においてできる限りということであり、ますために、まことにこれは片務的な処置であると考えるのであります。しかもこの法案と、これに関連いたし

まして御承知の通り食糧管理法及び食糧緊急措置令という法律と勅令とが現存いたしておきまして、従ひまして農民が違反を起した場合においては、他の法律によつてまた縛られていくという現状におきましては、かような屋上の條文をつくりまして、なんらの成果をあげ得ないと思ふからであります。しかし、そうした具体的な問題につきましては、ここでは反対の意見を留保して、本会議において申し述べることにいたしました。この場合私はかような大局的見地から本案に反対するということを申し上げておきます。

○井上委員長 次に成瀬君。

○成瀬委員 私は社会党を代表いたしまして、與黨三派によるこの原案の修正意見に賛成をするのであります。

この食糧確保臨時措置法によりますれば、まず大體農民が戦時中及び戦後、現在にいたるまで多年要望いたしておるところの、増産と供出方法の民主化と、また國民食糧の確保と公平なる割当の内容がそこに織込まれていくのであります。かゝる法律が一日も早く実施されることは、すなわち精農家とまた貧農家とともく増産の熱意に燃え、以上の目的を達するのであります。まず私は増産の見地に立ちまして、ただいま民自党におきましては、増産は不可能であるとして断定されておる。その理由とするところは、割当量が苛酷であるといふのであります。なるほど私も割当量が苛酷であるといふことの事実を認めるのであります。が、その割当量の苛酷であるといふことは、どこから生れたかといふことを考察なくてはなりません。いわゆる

全國における田畑等の面積調査が正確でないといふようなこと、あるいは地力調査が正確でないといふこと等が、大體基礎となりまして、一部の面には輕く一部の面には重く、いわゆる公平なる割当ができておらないところに苛酷な面が出てくるのであります。大體自党におきましては、一般來の政府資料の内容を考へてみても、どこに根拠があるか知りませんが、昨年度は五千八百萬石であつたにかかわらず、六千三百萬石といふ全國の農民が夢想もしておらないばらばらな数字を発表いたしておる。さうな基礎がどこにあるかといふことを詳らかにいたしておりませんが、はたしてさういふ数字であるとするれば、それらの数字によりまして公平なる割当ができましたならば、決してこれは苛酷なる割当でないといふことが言えるわけでありまして、また増産におきまして、面積調査が確保され、地力調査が徹底いたしまして、いわゆる農民が責任生産の建前におきまして、十分食糧の増産がなし得る。また保有米が優先確保できる。今まではなるほど農民の保有米といふものは一應確保するといふ建前によつてやつてまいりましたが、何分不公平から生ずる諸般の事情が農民の保有米を確保し得ざる地帯が各方面にできてまいり、いわゆるはたか供出の地帯もできてまいつたのであります。この法律によりますれば、この保有米の優先確保が一條項はいりまして、さうしてこの面におきまして非常に大きな安心感を農民に與えるものであると考へておるわけでありまして、また資材確保におきまして、特にこれを明記いたしまして、農薬、農具等が各地公平に

やるといふことが決定されております。それからまた追加割当をしないといふことによつて、いわゆる努力收穫を確保することが認められておるのであります。今までのところの割当方法によりましては、精農家も精農家も一つにいたしまして、いかに努力して増産いたしても、その努力した收穫を、そのまま全部食糧管理法等々によりまして、政府が強奪するといふような形であつたのであります。この点非常に大きな進歩飛躍であると考えます。以上の諸点から増産を確保することはでき得るものであるといふふうに考へております。

ただ私は今民自党の方が言われたところの價格決定権のないことといふことは、われわれも賛成でありまして、まづたく專賣法にひとしいわけで、收穫のときに政府が全部買上げて、それを國民全体に配給いたしておるというやうな点、またインフレーションの高進下におきましては、農民の農産物の販賣時期におきましての非常な不利益という点を考へまして、ぜひ價格政策を徹底いたしまして、そして農民がこの農産物價格の面からする経済上の脅威を免れるように保護するやうな單行法とか、あるいはまた財政法その他の点におきまして考慮するべきものであると考へまして、その中に價格決定の定めがないことをもつて、これに反対するといふことは、これはいわれなきものであると考へる次第であります。

次に私どもはこの食糧増産の面におきましては、ぜひ資金關係におきまして、政府は一段の創意、くふうをこにもつてまいりまして、増産獎勵確保

全國における田畑等の面積調査が正確でないといふようなこと、あるいは地力調査が正確でないといふこと等が、大體基礎となりまして、一部の面には輕く一部の面には重く、いわゆる公平なる割当ができておらないところに苛酷な面が出てくるのであります。大體自党におきましては、一般來の政府資料の内容を考へてみても、どこに根拠があるか知りませんが、昨年度は五千八百萬石であつたにかかわらず、六千三百萬石といふ全國の農民が夢想もしておらないばらばらな数字を発表いたしておる。さうな基礎がどこにあるかといふことを詳らかにいたしておりませんが、はたしてさういふ数字であるとするれば、それらの数字によりまして公平なる割当ができましたならば、決してこれは苛酷なる割当でないといふことが言えるわけでありまして、また増産におきまして、面積調査が確保され、地力調査が徹底いたしまして、いわゆる農民が責任生産の建前におきまして、十分食糧の増産がなし得る。また保有米が優先確保できる。今まではなるほど農民の保有米といふものは一應確保するといふ建前によつてやつてまいりましたが、何分不公平から生ずる諸般の事情が農民の保有米を確保し得ざる地帯が各方面にできてまいり、いわゆるはたか供出の地帯もできてまいつたのであります。この法律によりますれば、この保有米の優先確保が一條項はいりまして、さうしてこの面におきまして非常に大きな安心感を農民に與えるものであると考へておるわけでありまして、また資材確保におきまして、特にこれを明記いたしまして、農薬、農具等が各地公平に

やるといふことが決定されております。それからまた追加割当をしないといふことによつて、いわゆる努力收穫を確保することが認められておるのであります。今までのところの割当方法によりましては、精農家も精農家も一つにいたしまして、いかに努力して増産いたしても、その努力した收穫を、そのまま全部食糧管理法等々によりまして、政府が強奪するといふような形であつたのであります。この点非常に大きな進歩飛躍であると考えます。以上の諸点から増産を確保することはでき得るものであるといふふうに考へております。

ただ私は今民自党の方が言われたところの價格決定権のないことといふことは、われわれも賛成でありまして、まづたく專賣法にひとしいわけで、收穫のときに政府が全部買上げて、それを國民全体に配給いたしておるというやうな点、またインフレーションの高進下におきましては、農民の農産物の販賣時期におきましての非常な不利益という点を考へまして、ぜひ價格政策を徹底いたしまして、そして農民がこの農産物價格の面からする経済上の脅威を免れるように保護するやうな單行法とか、あるいはまた財政法その他の点におきまして考慮するべきものであると考へまして、その中に價格決定の定めがないことをもつて、これに反対するといふことは、これはいわれなきものであると考へる次第であります。

次に私どもはこの食糧増産の面におきましては、ぜひ資金關係におきまして、政府は一段の創意、くふうをこにもつてまいりまして、増産獎勵確保

全國における田畑等の面積調査が正確でないといふようなこと、あるいは地力調査が正確でないといふこと等が、大體基礎となりまして、一部の面には輕く一部の面には重く、いわゆる公平なる割当ができておらないところに苛酷な面が出てくるのであります。大體自党におきましては、一般來の政府資料の内容を考へてみても、どこに根拠があるか知りませんが、昨年度は五千八百萬石であつたにかかわらず、六千三百萬石といふ全國の農民が夢想もしておらないばらばらな数字を発表いたしておる。さうな基礎がどこにあるかといふことを詳らかにいたしておりませんが、はたしてさういふ数字であるとするれば、それらの数字によりまして公平なる割当ができましたならば、決してこれは苛酷なる割当でないといふことが言えるわけでありまして、また増産におきまして、面積調査が確保され、地力調査が徹底いたしまして、いわゆる農民が責任生産の建前におきまして、十分食糧の増産がなし得る。また保有米が優先確保できる。今まではなるほど農民の保有米といふものは一應確保するといふ建前によつてやつてまいりましたが、何分不公平から生ずる諸般の事情が農民の保有米を確保し得ざる地帯が各方面にできてまいり、いわゆるはたか供出の地帯もできてまいつたのであります。この法律によりますれば、この保有米の優先確保が一條項はいりまして、さうしてこの面におきまして非常に大きな安心感を農民に與えるものであると考へておるわけでありまして、また資材確保におきまして、特にこれを明記いたしまして、農薬、農具等が各地公平に

やるといふことが決定されております。それからまた追加割当をしないといふことによつて、いわゆる努力收穫を確保することが認められておるのであります。今までのところの割当方法によりましては、精農家も精農家も一つにいたしまして、いかに努力して増産いたしても、その努力した收穫を、そのまま全部食糧管理法等々によりまして、政府が強奪するといふような形であつたのであります。この点非常に大きな進歩飛躍であると考えます。以上の諸点から増産を確保することはでき得るものであるといふふうに考へております。

ただ私は今民自党の方が言われたところの價格決定権のないことといふことは、われわれも賛成でありまして、まづたく專賣法にひとしいわけで、收穫のときに政府が全部買上げて、それを國民全体に配給いたしておるというやうな点、またインフレーションの高進下におきましては、農民の農産物の販賣時期におきましての非常な不利益という点を考へまして、ぜひ價格政策を徹底いたしまして、そして農民がこの農産物價格の面からする経済上の脅威を免れるように保護するやうな單行法とか、あるいはまた財政法その他の点におきまして考慮するべきものであると考へまして、その中に價格決定の定めがないことをもつて、これに反対するといふことは、これはいわれなきものであると考へる次第であります。

の意味といたしまして、現下窮迫せる資金面におきましての飛躍的な考慮がなされなければならぬといふことを考えますが、これもまたこの法案の中に織込むことは無理な考えかと考えますので、別にこの方につきましても政府は考慮するべきものであるといふことを附け加えて申し上げておくのであります。

それから供出に対する民主化の方法であります。現在におけるところのあり方が非常に悪い。いわゆる麦に対する割当の現状を見たならば、この食糧確保臨時措置法そのものを通すわけにはいかな。これはある意味からすれば憲法違反であるという説も、過般來聞かされておりましたが、少くとも八千万同胞の、われ／＼民族全体の食糧觀念から見ます場合、また諸外國から食糧の輸入を仰いでいるというやうな現状下におきましては、自由経済的の市場におけるところの行動は許されないものであります。かような統制経済下におけるところの食糧の供出方法は、この法案の中に盛り込まれていて、ところのあり方が、社会通念といひまして、当然のことであるとしてわれわれはしばらく辛抱しなければならぬといふ考へる次第であります。しかし現在におけるあり方は、戦時中の昭和十五年から十七年以來におけるところのあり方を、そのまま踏襲してきていゝものであります。そこに何ら見るべきものがあるまい。今回の食糧確保臨時措置法によりますならば、ここに初めて中央におけるいわゆる農林大臣によるところの中央農業調整審議会、また都道府縣、それから市町村、こゝう三段階におきまして、この民主的の

委員会における公平なる意見が、盛り込まれていくといふことに相なつております。以下時間の關係がありますから簡単に申し上げます。

次に私は食糧確保と公平な割当といふ面におきまして申し上げます。これは農業計画及び農産物の申立期間中は供出数量の變更及び食糧緊急措置令による強権発動は、異議の申立期間中はできないといふやうな点、また不意作物の作付制限等々が、内容となつておりますので、これらの点から見ますならば、まず國民食糧確保と公平なる割当を期することができものであると、かように考えているわけでありま

以上の見地から、私どもは精進農の長年の苦しみを考える場合、この法案が皆さん方の熱意と御理解によつて、一日も早く成立するやう、御賛成あらんことを切に願うという立場から、ここに賛成の意見を述べる次第であります。

○井上委員長 次は農民党の北君。

○北委員 私は日本農民党を代表いたします。ただいま議題となつております食糧確保臨時措置法案に反対するものであります。

本法は食糧事情の安定をはかる上に、また食糧を円滑に配給する上に、はなはだしい障害となり、また先ほど民自党からも言われましたが、この法案の内容には米價に対する農民の発言権も認められていないので、農民の生産意欲は著しく減退され、重大な結果をもたらすので、まことに有害であつて、一利なしと確信するものであります。従つてこの法案が実行されますと、米價を安くすることはあたりまえであり

ます。また農業が商工業の犠牲になることも、これまで明らかであります。食糧の生産を増大するには、何といつても生産者が喜んで生産に従事すること、いまだ一点重大なることは、まず生産者自身の食糧が完全に確保されねばなりません。しかるに昨年度の還元米の事実につきましても、食糧管理法に農家の保有は平均四合と認められておるのであります。が、事實はまつたく認められていないのであります。かかる考え方は、政府の根本的な農業政策が変らずしてこの法案をなす得ると考へておることは、過般も連合國のデズ

イス氏が声明されたやうに、とりもなおさず、はなはだしき官僚思想、極端なる封建思想であると断じてはばからぬ。元來この法は農民だけを對象としたものであります。が、他面農民の生産上または生活上の必要品にはかような法令はなく、資本家、営利業者のなすがままに放任されておるのであります。農民の一日十数時間の、しかも炎天の中における眞に血と汗との結晶である労働の成果を、官僚の手によつて工東主文の價格で取上げようとする法案であつて、まさに農民を奴隷視するもはなはだしいと言わざるを得ないものであります。また天然と人力よりなる日本農業の実態を弁えず、事前割当をいたしましても、事實上食糧の確保にはならないのであります。日本農業は非常に氣候に支配されるのである。ある地方がその年に非常に收穫があつた場合と、また天災などによつてある地方が非常に減收する場合が必ずあるのであります。たとえば北海道のごときにおきましては、反二俵しかとれない年もあるし、また天候によりますと倍

もとれるやうな年があるのであります。が多い方は考えない、減じた場合のみにあてられる法案でありまして、これではいつまでもたつても政府の必要量は赤字になることは明らかであります。

さらにまた、食糧管理法といふ本案といひ、政府は農民に対してまつたく嚴罰主義で臨んでおるのであります。政府がもし眞に農村の事情を把握して食糧問題の解決に當るならば、かかる法案は断じて要らないと私は確信しておりますのであります。まだ理由は数々ありますが、あとは本會議に譲りまして、委員会の討論はこの程度で終える次第であります。

○井上委員長 次は民主党の寺島さん。

○寺島委員 わが民主黨といひましたし、食糧確保臨時措置法案につきましては、この法案が臨時農業生産調整法なる題名のもとに前國會に提案せられた直後、特別委員會をつくりまして慎重なる検討を加えたのであります。が、日本農政の現状を直視し、かつまたその將來を展望いたしますときに、ただいま同僚小林委員より開陳せられた修正案に賛成をいたしたいと思つたのであります。さりながら、本案を修正可決いたしますについて、農業當局にわれ／＼が嚴重に要望いたしました一点が存在しておりますのであります。第一点、日本農政の將來は、いわゆるエジプト米の輸入によつてすでに端的に立証されておりますがごとく、ボン／＼國地域との交易によつてすでに世界農業の一環としてこれを構想し、かつ施策しなければならぬ段階に到着してあるのであります。よつて、本案

によつて與えられるところの農政の動向、また日本の農村並びに農家の現状においては、多少の拘束を與えるものではあるけれども、將來外國農業との間に於いて避けがたい對立のあなたに於いて、予想せられるところの農業恐慌の場合においては、これを保障し、日本農民を保護するといふ立法に切りかゝるといふ脈々たる自信と抱負とが、本法の内部に包蔵されなければならぬのであります。これあつてこそ本法案は初めて世界的視野において日本の農民を護るものであると考へます。

さりながら、私は本國會以來永江農政のあり方を各議員との質疑應答の間にくみとつてながめてみたいのであります。が、本法案は三年間の臨時立法である、あとはあとのことである、客観情勢の推移に鑑みて、そのときにはそのときのような施策を講ずるのであるといふやうな、いわゆる存再としてその場限りのやうな立場において、かかる歴大な法案を農民に押つけるという永江農政の立場に対しては、永江農政が勤勞農民大衆の代表者をもつて呼号する以上、吾人はその所論に対して著しく不満を感じざるを得なかつたのであります。よつて本修正案に対して賛成するところの私は、永江農政はもとより、農林省の全機構を即時動員せられまして、速やかに日本農業經營の体系、日本農業の骨格構造の變更を今日及び將來において把握し、その一環として本案が実施せられるやう、その実施にあつて速やかなる措置をせられたい。これ吾人が本案に望むところの第一点であります。

第二点、本案は、もとより不可分の關係にありますところの食糧管理法と

車の両輪をなすものであります。本法において供出を求むる以上、速やかなる機会において食糧管理法、特にその第三條を改正いたしまして農家の再生産を償うに足るところの價格を保障する措置を、法の明文において改正せられたいのであります。それとともに、本法案においてわれわれが修正の最後において挿入したしたのであります。が、代替供出の範圍及び、比率の問題に關して一言申し上げたいのであります。今日の農村加工業は、農民の手にて自由に行なうべきでない形に、食糧管理法は農民を縛つておるのであります。さきにデヴィス農業課長並びにブラウン農業資源研究班長によつて指摘せられたごとく、農林行政が眞に耕作農民の味方ではないのである、農林行政は他の加工業行政の支配にともすればゆがめられてゐるという事實を指摘せられた、この事實を私はこの中にも如実に指摘し得ると思ふのであります。すなわち食糧管理法において一個の例をとつてみますならば、わずかに全國に五百軒内外しか存在していない澱粉工業者を、本法によつて農林省の食糧行政が行われておるの感が、私は端的に指摘し得ると思ふのであります。この代替供出の範圍なるものは、今日一町歩という制限せられた宿命の上に立つておる日本の農家並びに農村の構造を、いわゆる技術のマジンを加えていくかなたにおいて解決いたすという必然の回答がなされております以上は、農村並びに農家が加工業に對して、もつと何の桎梏もなくできる以上に食糧管理法の改正を行つて、本法とともに車の両輪として遺憾なきを期せられたい。これ吾人が望む

ところの第二点であります。

第三点、法はもとよりその運用によつて農民に対する保護ともなりませんが、しかしながら一たびこれを誤りますならば、大衆怒濤の的になるということは申すまでもありません。同僚である民主自由党の議員各位の眞摯活潑なる質疑も、またこの一点に集中せられたと私は思ふのであります。が、従前の実收量割割制に對してまづつておるといふことは申すまでもないのであります。一たびこの事前割割の量が苛酷に失しますならば、ひとり農民の生産意欲を阻害するばかりでなく、全日本の農家の経営体系に非常な矛盾をきたさるのであります。農林官僚諸君においては、さらにまたこれを脅威する農林大臣においては、その割割が嚴重にならざるように、眞に耕作農民に對してこの法律が擁護の立法にあるよう、如実の姿をもつて示されたいのであります。それとともに政令に譲つておる一点であります。中央農業調整審議会の構成に對しては、一たびこの人選を誤り、いわゆる運用の妙味を逸脱するに至りますならば、いわゆる政敵派の走狗ともなると考えられることは申すまでもない。永江農相は民主自由党の某委員の質疑に答えて、これは民主的な農民團體の代表者等をもつてコンボジョンするものであるというやうな答弁を與えられておるが、かようなことであつては斷じてならない。これはいわゆる日農、全農等の出先機關になることがないように、嚴に私は忠告をいたして、中央農業調整委員會が、眞にまじめな耕作農民の代表とならしめるよう、永江農相の出

身である立場に鑑みて警告を發するとともに、吾人はこの一点に對して痛切に望んでおく次第であります。

第四点、吾人が本案の修正過程において、なお修正しながら、いわゆるその筋等の意向に基いて及ばなかつた一點であります。が、農業生産者に對して國家がこれを罰し、國家が農民に對して求むることはきわめて大であり、この法律もまたきわめて巧妙精緻をきわめておるのであります。が、必需物資産業に對する措置はまづたゞくおざなりであり、つけたりであることは、先ほどの同僚議員若木氏の指摘した通りであると私は考えるのであります。およそ農業はその本質として、経済運行過程においていわゆる價格變動の時差、經濟學の言葉で申しますところのラグの影響を受けることが、最も他の産業に對してウェイトが多いのであります。對してそれ自体の内部において封建的零細の宿命を温存しておるのであります。同僚議員の質疑に答へられたる農村零細性、日本農業の封建性原因として指摘せられたる永江農相の所論は、明かに近代のいわゆる農林學說の主流を私は見失つておるといふ点を、実は農民組合出身の大臣でありながら、私も実は物足らなさを感じたのであります。あえて私は、ここに農政學上の一個の問題として農林大臣に申し上げようと思ふのではない。事は現実の問題として、当面の問題として、飢工業者にもこの法律にうたわれたいる範圍を嚴に勵行いたして、いわゆる必需物資の裏づけに對しては嚴重なる法律の追及をいたしていただきたという点であります。今日の全耕作農民の胸に澎湃としてみえつてお

ますところのものは、米作りの農民のみがいわゆる米を作りつつ罰せられて、しかも米の原料である肥料、農機具等の生産業者に對する國家の訴追は突に寛大であるという、ひがみにも似たところの農民に對する解決を與えることなくして、何の永江農政であるかと私は言ひざるを得ないのであります。この一点嚴重に本法運用に鑑みて私は勵行いたしていただきたと思ふ。

最後に農林金融に對して一言申し上げたいのであります。ようやくにして本法の明文に一項として農林金融の一項を入れたのであります。が、要は全体日本國家財政の下における農林金融部門のウェイトであります。さきに院議の背景をもつて米の價格差支拂いを決議しながらこれが何ら実行されておらない。また農林省において、いわゆる農林省の復金のわく六十億を要求しながら、これが全面的に否定を見ようといひだしている。これに對して実に私は物足りなさを感ずるのであります。あつて農林金融逼迫の段階について、この議場においてしばしば論ぜられたこととごいまして、私はこれについて申し上げようとは思ひませんが、ただ一点、ある地方の農業会において、すでに取付けす前の状態にまで農業金融逼迫が行われているという実情であります。本法を実施するに際しましては、よろしくこの當農資金の割當について、これらの状態を勘案せられまして、農村に對して農村の預貯金が他の方面に對して向けられることを極力防ぐとともに、農村金融に對して万全の措置を講ぜられて、本法が眞に耕作農民の味方となる法律であり、

併せて世界農業に對する日本農民の保護立法になるやうな運用をいたされんことを切に希つて修正案に賛成をいたすものであります。(拍手)

○井上委員長 次は社會革新黨の平工君。

○平工委員 私は革新黨を代表いたしまして本案に絶対反對せざるを得ぬ結論に到達いたしましたので、議論は十分盡されておりますから、きわめて簡単に申し上げます。食糧確保臨時措置法の修正案というものを與黨三派において御協定くださいましたが、それに私ども野黨側の者も賛成すべきであるというやうな御勸誘をいただきました。それで私ども内輪話を申し上げました。松田委員に一任いたしました。個人の友情を頼んで、いかなる手段でもよいから與黨も野黨もみな一致してできる限りの修正をいたしまして、意見を一致させて修正案を通過させたいという念願であります。ところがいさゝかな事情で、私詳しいことは聴きませんが、遂に妥結に至らなかつたことはまことに残念でございます。私も信念によつてこれは反對いたしました。が、どうやら今日の空気を察見して、私どもの反對説は數に敗れたと考へます。しかしこの與黨三派の修正案をこゝまで熱心に御審議くださりましたことについては感謝いたします。そうして私どもの説はたとえ破れるとも、農林當局においても現に農林政務次官の大島義晴氏など、私ども非常におりすために、たとえ破れても、これの運営については日本の農民から反響を受けることがないようにし得ると思ひますけれども、大体昨日の

本会議の予算の討論にもありましたように、ほかの物価はどん／＼上るが、米価問題だけは置くというの、これは一つや二つの政党ではない。衆議院議員の個人々々の農村を代表する性格がきわめて弱かつたという結果であります。この農林委員会もまたことごとやかに、農民の生活をお守りくださる議論は御熱心であります。殊に社会党の溝淵委員の農林大臣と渡り合われたときのあの御議論なるものは、これも日本農民に聴かせたら喜ぶ、しかし結果において興党で三派の妥協案をつくられた、野党の方がどうしても賛成できないという議論は理屈抜きにして残念だと思いますが、私どもはこれには賛成いたしたい。しかし私どもは敗れた上でも、本法の運用についてはまた農林委員会こそつて仲よくして、実際問題について御努力を拂われんことを希望しておきます。

○的場委員 私はこの修正案に賛成するものであります。賛成の理由を簡単に申し上げます。

今まで農民たちは食糧管理法によつて規則を受け、これによつて相半の庄迫を受けたことは皆さんの御承知の通りであります。ところが今私どもが修正いたしました食糧確保臨時措置法が成立いたしましたれば、今まで規制され、圧迫を受けた点が緩和される結果になります。一部農民たちの保護になると考えますがゆゑに賛成するものであります。すなわち第二條の生産者保有数量が農業計画の中に加へられたということ、これは農業計画は従来作付けの反別生産の数量、供出の数量だけが指示されて、それによつて生産数量に異動があつた場合には、自家保有が減つて、供出数量が減少なかつたのであります。今度保有数量がその計画の中に加へることによつて、優先的に自家保有がとり得られることになり、従来よりうな悲惨な境遇に百姓は陥らないことが保障される結果になるのであります。なおさらに代替供出の範囲ならびにその比率がきまり、おの／＼の耕作します土地に何の作物が最も適当しているか、いわゆる適地適作ができるし、本人々々の特技が発揮される結果になりますので、私どもは百姓としては非常に喜ぶことであらうと考えるのであります。さらに農業用の資材等の供給が、時機を失せず供給されるようにこれに規定されておりますし、さらに農業生産資金についても、この修正案に規定されましたが、資材供給の任に當つております生産者並びに輸送等に從事する者たちも処罰を受けることになり、今までのように百姓だけが一方的に処分を受けた法律が、肥料、農機具等の資材を供給し、生産し、販賣し、輸送する者たちもこの法律によつて規定された通りの行動をなさない場合に、これを処分すると法律が變つたことは、農民保護であると言つて私は差支えないと思つてあります。かような立場から私どもはこの修正案に賛成するものであります。

以上簡単に申し上げますがこの修正案に賛成する理由を申し上げました。

○井上委員長 次に森山君。

○森山委員 ごく簡単に申し上げます。私は第一議員俱樂部同志を代表いたしまして修正案に賛成の意を表するのであります。

理由の第一といたしまして、ただいま的場委員のお話のごとく、依然として

食糧管理法の適用下にあるか、それとも新しくここに一定の規範を示すかというところが大切なのであります。そこで私はこの観点からいたしまして、農民のために、また國家のために非常な賛意を表するのであります。およそ世上に絶対というものはあり得ないのであります。本修正案といへども至上のものとは考えておりません。しかしながらこの程度の修正で、一非國家の食糧確保なり、他面また農民の生産供出に關する權益が確保されますならば、まことに貴重な立法であると思つてあります。しかし農民の生活の根本である生産物價が自主的に決せられないといふことは、私もまことに遺憾に思つてあります。この点については先ほどからいろいろ意見がありまして、通り非常に農民のためにもまた國家のためにも、今後心しなければならぬと思つてあります。しかしながら本修正案によりまして第一供出の法的基礎が確立されたこと、農業計画の實體が明確にされたこと、並に農業調整審議会が自主性をもちたこと、生産計画、供出計画に対する異議の申請の制度が確立されたこと、追加供出の禁止されたこと、かくのごとき修正によりまして農家保有の確保ができること、並に資金の調達面の規定されたこと、これは、私どもはもつて生産の増進と農民生活の安定のために少からず寄與するものと確信するものであります。

以上賛成意見を申し上げます。

○北委員 ただいまの私の反対意見は本会議でもやりたいと思つてあります。そしてこの委員会におきましても少数意見として取上げていただきたいと思つてあります。

○井上委員長 少数意見として残しておきます。

討論は終局いたしました。これより採決いたします。まず修正案について採決いたします。社会党、民主党、國民協同黨三派提出の修正案に賛成の諸君は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○井上委員長 起立多数、よつて修正案は可決いたしました。

これより修正部分を除いた原案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○井上委員長 起立多数、よつて本案は修正部分を除いた原案の通り可決いたします。

これにて食糧確保臨時措置法案は修正議決をいたしました。なお衆議院規則第八十六條の報告書作成の件は、委員長に一任するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井上委員長 御異議ないものと認めまして、そのように決しました。

○的場委員 この際皆さんの御賛成を得て決議案を提出したいと思つてあります。まずその案文を朗讀いたします。

決議

政府は主要農産物價格の決定措置に關し國會の意思を尊重するよう次期國會において関連法規を改廢すること

右決議す。

この食糧確保臨時措置法案におきましても價格の面が規定されておりますので、それを補う意味において私どもはこの決議によつて、政府が次の國會ま

でに國會の意思を尊重して農産物の價格を決定するような処置を講ずるよう要求したい。よつてこの決議を提出するものであります。皆様の御賛成をお願いいたします。

○井上委員長 ただいまの場君から一般農産物價格に關する決議案を本會議に上程したい。こゝういふ提案がございましたが、これを採択するに御異議ありませんか。

○北委員 私はこの決議には賛成であります。が、一体米價にいたしましても昨年の追加支拂いをおの／＼の委員会で決議し、しかも本會議でやつたにもかかわらずその後何のさたもない。そゝういふやり方では實際困難。そこで委員長はもつと徹底的に、積極的にこの決議案を實行できるようにやつていただきたいといふことを希望いたす次第であります。

○井上委員長 ただいまの場君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井上委員長 御異議なしと認めまして本決議案を本會議に提案することに決しました。

○永井委員 お諮りいただきたいのであります。先ほど競馬法案に關する質疑打ち切りの動議を提出いたしまして可決になつたのであります。この競馬法案と一緒に併託されております馬匹組合整理等に関する法律案の質疑も併せて打ち切りの動議を提出します。お諮り願います。

○井上委員長 永井君のただいまの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井上委員長 御異議なしと認め、馬

西組合等に関する法律案の質疑は打切りに決定いたします。

○井上委員長 この際速記の關係があらますので、特に現在本委員会に参議院から回付されております指定農林物資検査法案、森林資源造成法の一部を改正する法律案、右二案を一括いたしましたので政府の説明を求めることにいたします。農林政務次官。

指定農林物資検査法案
指定農林物資検査法

（法律の目的）

第一條 この法律は、重要な農林畜水産物の取引の迅速及び安全を期するため、適正且つ公平な検査を行い、あわせて当該物資の品質の改善を図ることを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「指定農林物資」とは、國內において生産された重要な農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれら原料として製造（加工を含む。以下同じ。）された物資であつて別表第二及び第三に掲げるものをいふ。

（指定農林物資の規格）

第三條 農林大臣は、指定農林物資の規格又は不合格を判定し、且つ品質を識別するため、規格審議会の議を経て、各種類ごとに規格及びその施行期日を定め、その期日の少くとも三十日前までにこれを公示しなければならない。

2 前項の規格は、適正且つ公平であつて類似の條件にある指定農林物資の生産者間に不均衡を生ずるものであつてはならない。

3 第一項の規定に基いて定められた規格が前項の條件を欠くと認められる場合には、指定農林物資の生産者は、その施行期日の十日前までに、農林大臣に対しその旨を申し出ることができる。

4 前項の規定による申出を受けた場合には、農林大臣は、これを規格審議会の議に附し、その理由があるとき認めるときは、すみやかに規格を訂正し、施行期日の少くとも五日前までにこれを公示しなければならない。その理由がないと認めるときは、当該請求者に対し、理由を附してその旨を通知しなければならない。

5 規格が施行された後事情が変更したため第二項に規定する條件を欠くに至つたと認める場合には、指定農林物資の生産者は、農林大臣に対し、その改訂を請求することができる。

（検査機関）
第四條 別表第一に掲げる國の機関又は都道府県知事は、命令の定めるところに従い、前條の規定によつて定められた規格に基いて別表第十一に掲げる指定農林物資であつて、その管轄区域内において生産されたもの、又は当該区域内に搬入されたものの検査を行わなければならない。

2 都道府県知事は、別表第二に掲げる指定農林物資又は前項の規定による検査が行われない別表第一に掲げる指定農林物資であつて、その管轄区域内において生産され、又は当該区域内に搬入されたものについて、前條の規定によつて定められた規格に従つて、検査を行うことができる。

3 前二項の規定により検査を行う國の機関又は都道府県知事（以下検査機関という。）の検査を受けた指定農林物資が、当該指定農林物資について検査を行う他の検査機関の管轄区域内に搬入された場合には、前二項の規定は、第八條の規定により検査を受けないものとみなされる場合を除き、これを適用しない。

4 第一項若しくは第二項の規定によつて検査を行つた場合又は第七條の規定によつて検査を免除した場合においては、検査機関は、これを証明するため、省令の定めるところにより、当該指定農林物資又はその包装に、証票、印章又は記号（以下証票等という。）を附さなければならない。

5 前四項の外、検査の手續に関する事項は、省令でこれを定める。

（生産者の義務）

第五條 指定農林物資の生産者は、前條の規定に基いて検査が行われる場合には、その検査を受けて合格したものではない場合は、当該指定農林物資を販賣（交換する場合を含む。以下同じ。）し、若しくは販賣の委託をし、又は当該検査機関の管轄区域外に搬出してはならない。但し、農林大臣の定める一定数量以下のものを当該区域外に搬出する場合はこの限りでない。

（販賣業者の義務）
第六條 指定農林物資の販賣業者は、証票等の附されたものでなければ、これを購入し、若しくは販賣し、又は購入若しくは販賣の委託をしてはならない。但し、当該指定農林物資について第四條の規定に基く検査を行わない検査機関の管轄区域内で生産されたものを、当該区域又は当該指定農林物資について同條の規定に基く検査を行わない他の検査機関の管轄区域内において購入し、若しくは販賣し、又は購入若しくは販賣の委託をする場合は、この限りでない。

賣し、又は購入若しくは販賣の委託をしてはならない。但し、当該指定農林物資について第四條の規定に基く検査を行わない検査機関の管轄区域内で生産されたものを、当該区域又は当該指定農林物資について同條の規定に基く検査を行わない他の検査機関の管轄区域内において購入し、若しくは販賣し、又は購入若しくは販賣の委託をする場合は、この限りでない。

2 前條の規定は、検査を行わない検査機関の管轄区域内で購入した指定農林物資を、検査を行う他の検査機関の管轄区域内に搬入した販賣業者に、これを準用する。

（検査の免除）
第七條 指定農林物資であつて輸出品の検査に関する他の法律の適用を受けるものについては、生産者又は販賣業者は、省令の定めるところにより、検査機関に対し、第四條の規定による検査の免除を申請することができる。

2 前項の申請があつた場合には、検査機関は、第四條の規定にかかわらず、検査を免除することができる。

（再検査を受けなければならない場合）
第八條 検査済の指定農林物資であつても左の各号の一に該当するものは、検査を受けないものとみなす。

一 荷造又は結束を改め、又は損じたもの
二 証票等の明かでないもの又は

証票等を偽造し、若しくは変造したもの
三 容量若しくは重量に著しい増減のあつたもの又は形状に著しい変化のあつたもの
四 虫、ねずみ等の害を受け、又は変質したもの
五 証票等の有効期間が経過したもの

六 農林大臣が検査機関の検査を不当と認めて特に再検査を指定したもの
2 前項第五号の有効期間は、農林大臣がこれを定める。

（証票等類似物の使用禁止）
第九條 何人も第四條第四項の規定によつて附される証票等に類似したものを指定農林物資に附してはならない。

（包装材料の再使用の制限）
第十條 証票等の附してある包装材料は、これを消したものでなければ、再び指定農林物資の包装材料として使用してはならない。

（再検査の請求）
第十一條 検査機関の検査に不服のある者は、農林大臣に対し当該農林物資の再検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、農林大臣は、検査機関に対し、再検査に關して必要な指示をしなければならない。

（検査手数料）

第十二條 國の機関である検査機関は、検査を行つたときは、省令の定めるところにより、検査手数料を徴収することができる。但し、再検査によつて上位の等級に変更

された場合及び第八條第一項第六号の適用を受けたため再検査を受けた場合は、この限りでない。
(報告の徴収)
第十三條 検査機関は、その検査を行う指定農林物資の生産者又は販賣業者に対し、その生産し、又は販賣する指定農林物資の品名、数量、生産場所等に関して必要な報告を求めることができる。
(規格審議会)
第十四條 指定農林物資の規格を審査するため、農林省に農産物、林産物、水産物及び工業食品の四規格審議会を置く。
2 各規格審議会の委員は、五人から十人までとし、学識経験のある者であつて指定農林物資の生産業又は販賣業に利害関係のないもののうちから、農林大臣がこれを委嘱する。
3 この法律に定めるものの外、規格審議会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

(罰則)
第十五條 第五條(第六條第二項に於いて適用する場合を含む。)又は第六條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
第十六條 第九條若しくは第十條の規定に違反した者又は第十三條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。
第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務

に關して第十五條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても同條の罰金刑を科する。
附則
(施行期日及び有効期間)
第十八條 この法律は、公布の日から起し、これを施行する。
2 この法律は、臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)又は物價統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)のいづれかが存続する限り、その効力を有する。
(経過規定)
第十九條 この法律施行前臨時物資需給調整法に基く農林省令又は品質の検査に關する條例の規定に基いてした指定農林物資の検査は、これを第四條の規定に基いてした検査とみなし、それを証する証票等は、これを同條の規定に基いて附されたものとみなす。
2 この法律施行の際現に前項の省令又は條令に基いて定められている指定農林物資の規格は、農林大臣の定める日まで、第三條の規定に基いて定められたものとみなす。
3 指定農林物資であつてこの法律施行の際現に第一項の省令又は條例の規定に基いて検査が行われていないものについては、第三條の規定により農林大臣の定める当該指定農林物資の規格の施行期日までは、第五條及び第六條の規定は、これを適用しない。
4 この法律施行の際現に都道府縣知事が検査を行つてゐる別表第一に掲げる指定農林物資であつて、この法律施行後は國の機關が検査を行うべきものについては、第四條第一項の規定及び別表第一にかかわらず、農林大臣の定める日まで、政令の定めるところにより、当該都道府縣知事が検査を行ふなければならない。但し、この法律施行の際國の機關に事務を委託して検査を行つてゐるものについては、この限りでない。
5 前項の規定による検査は、これを第四條第一項の規定による検査とみなす。

別表 第一
食糧事務所
わら工品、いぐさ製品、大麻、ちよ麻、亞麻、マオラン麻、除虫菊、みつまた、こうぞ、なたね
都道府縣知事
一般用材、弁甲材、杭木、枕丸太、電柱、造船用材、バルブ用材、押角、耳付板、仕組板、枕木、腕木、たる丸材、木炭、普通薪、ガス用薪、れん炭、豆炭、たどん、木ろ、はぜの突、魚類乾製品、魚類罐藏品、魚卵製品、水産物つけ物類、水産物つくだに、ねり製品、塩辛製品、節類、削節類、食料魚粉、いか製品、たこ製品、貝類製品、乾えび(あみを含む。)、乾なまこ(ふじこを含む。)、海藻製品、鯨製品、冷凍水産物、種かき、寒天、水産動物油、水産肥料、眞綿及び眞綿製品

別表 第二
都道府縣知事
ソーシ、カラメル、食酢、種こうじ、育兒菓子、食料びん詰、亞麻種、桐実、牛乳、バター、しいたけ、あべまき樹皮。
森林資源造成法の一部を改正する法律案
森林資源造成法の一部を改正する法律案
森林資源造成法(昭和二十年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
第一條中「額面主價中を十額面十五億円」に改める。
附則
この法律は、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

〇大島政府委員 指定農林物資検査法案の提案理由を御説明申し上げます。この法律案の目的は、わら工品、特殊農作物、木材、薪炭、加工水産物等につきまして、全國的に統一ある規格を定め、これに基いて公正なる検査を実施することにあるのでございます。農林物資につきましてはすでに古くから検査制度が確立しております。すなわち農産物、林産物、水産物等原始産業の生産物及びこれらを原料として輕度加工した製品につきましては、都道府縣知事の検査が行われ、みそ、醬油、カン詰、びん詰等の工業食品に對しましては、民間團體による検査が実施されておるのでございます。都道府縣知事の検査は、國家からの委任事務として明治三十四年玄米及び精米に對する検査制度が樹立されて以來、明治四十一年にはわら工品、明治四十

五年には麦類、及び黍種と逐次その品目を追加し、大正の末期から昭和十年ころ、すでに重要な農林生産物は大部分がこの都道府縣知事の検査の対象とされるまでに至つたのでございます。ただ主要食糧につきましては昭和十七年十二月二十五日から、政府みずからが検査を実施することになりました。しかし、現在では都道府縣知事からは除外されております。工業食品に對する検査が行われるようになりましたのは、この十四、五年前からでありまして、製造業者または特別の知識のある人々の集りであるところの協同組合とか社團法人とかが検査を実施してまいりました。すなわち昨年現在におきまして、みそ、醬油は統制会社、カン詰びん詰は日本罐詰研究所、ソーシは協同組合が検査を実施してまいりました。ただ本年になりましてから統制会社がなくなり、それにかわりました食料品配給公團が成立しましたので、その取扱物資であるみそ、醬油、カン詰等は公團が検査を行うようになつております。このような検査制度が実施されるようになりましたのは、御承知のごとく第一に品質改善のため、第二に製品の規格を統一するためという目的があつたからでございます。品質の改善と申しますのは、農林物資の生産業は一般的に申しまして零細な小規模經營が多う、たとえて申しますれば、わら工品中かます、むしろは全部が農家の副業的生産でありますし、なわはその生産額の八割までが農閑期を利用しての農家の片手間による生産なのであります。また加工水産物の生産状況を見ますに、株式会社組織で生産されてゐるものはほとんどなく、多くは家内工業

第一類第九号 農林委員會議録 第三十三号 昭和二十三年七月三日

一七

[195]

的に當まれているのであります。このように零細な小経営でありますから技術の進歩も遅く、また良質の製品をつくることも困難であります。それはひいては彼らの生計を脅かす結果ともなりかねません。政府が積極的に働きかけて技術的な指導を行い、徐々にでも品質の改善をはかることが必要理由もここに存するのでございます。規格の統一をはかる必要と申しますのは、日本のような狭い領土内で多数の零細な小企業において、勝手に雑多な規格を定めておましては、取引上非常に不便が多い上に、価格を公定する場合に製品の品質の優劣に応じて価格差をつけることが絶対に必要でありますから、規格の統一が行われておりませんことには価格の適用が非常に困難となり、ときには不公平な結果を生ずることにもなつてしまふからなのでございます。

以上の理由で設けられた検査制度はいかなる法的根拠に基いていたかと申しますと、都道府県知事の場合は旧憲法第九條に基いて発せられた独立命令である各都道府県令でありました。これは各知事が個々に施行していた命令でございましたが、規格の点に關しましてはやはり独立命令である明治四十三年農商務省令第六号（重要物産の種類並びに検査手数料等に関する件）第三條に基きまして各知事は農林大臣の認可を経てから定めることとされておりましたから、その点で規格の全国的な統一がはかられてきたのでございます。民間団体の場合にありましては農林大臣の指導監督を受けて規格を定め、検査を実施しているものであります。その検査はいわゆる任意検査

で、法令に基くものではありません。ただ物價統制が行われるようになりましてから價格を公定する場合の方法として、この検査規格が利用されるようになりましてから、生産者に対して受検義務を課したと同一の結果を生じているのでございます。ところがこの検査制度の法的根拠につきまして昨今重大な問題が発生したのでございます。すなわち都道府県知事の場合につきましては、昭和二十一年法律第七十二号（日本國憲法施行の際並に効力を有する規定の効力等に関する法律）第一條の規定により前述の都道府県令が昨年十二月三十一日限り失効いたしましたから、これに代るべきものとして、中央で法律を制定するか、または都道府県に條例を制定させるかしなければならぬことになつたのでございます。

しかしながら今都道府県別々に條例を制定させることにしますと、前述の明治四十三年農商務省令第六号が失効しておりますから、法的に農林大臣が規格の統一をはかつていく方法がなくなるわけでございます。このことは前述のように取引不便となり、公定價格制度を維持する以上不都合な結果を生ずることとなつてしまいます。政府が法律の制定の途を選んだ理由はここに存するのでございます。

次に、民間団体の検査につきましては、前述のごとく、それが物價統制に關して、事實上生産者に受検義務を課することになりますから、民間団体に特権的地位を與える結果になり、今議會に提出して御審議をお願い中でありますところの事業者団体法案に抵触するおそれがあります。それゆゑにこの際民間団体にかかる特権的地位を與

ることをやめ、少しでも經濟民主化にこたえないと存じまして、公團で行うもの以外のものでも主要なものについて、法律の規定に基いて、都道府県知事に検査を委任していただきたいと考えているのでございます。

以上の理由で、この法律案の御審議をお願いする次第でございますが、その要点を要約して申し上げますと、一、農林大臣は規格審議會の議を経て規格を定めること。

二、規格審議會は農産物、林産物、水産物及び工業食品の四審議會とし、これを農林省に置くこと、委員は五人から十人までとし、生産業者または販賣業者に利害關係のないものの中から農林大臣が委嘱すること。

三、農林物資を二つに分け、一つは命令で指定する國の機關または都道府県知事に検査義務を課することとし、他は都道府県知事の自由意志に委ねること。

四、從來國の機關が都道府県知事から委託を受けて実際に検査を実施しているものについては、國營検査としたこと。

五、生産者または販賣業者に受検義務を課したことでございます。

各委員におかれましては、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことを切望いたします。

次に、森林資源造成法の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

森林資源の造成を確保いたしましたため、政府は造林事業に対し、森林資源造成法によりまして、農林中央金庫をして拂込金額の倍額の額面の造林証券を発行せしめ、その事業の実行後額面

金額を支拂うことによりまして、實質的に造林費の半額を補助することとしたてまつたのであります。その証券の発行限度は、總額にして三億圓に限られていたものであります。しかしこの三億圓と申します数字は、本法制定當時すなわち、昭和二十年初頭の物價を基準とし、当時の要造林面積約九十三万町歩を造林するに要する費用として算定されたものであります。關係上、その後の物價の変動によりまして、いくばくもなく引上を要することとなつたのであります。一應三億圓を使用しきるまで法律の改正をなす、今日まで運用を続けてきたのであります。しかしながら造林費の公定價格の數回におたる値上の結果ついにごく近い將來においてその頭打を予想される狀況と相なりまして、ここにその金額の増加を絶対必要とする段階に立ち至つたのであります。ところで、この三億圓を現在の造林費によつて計算し直すといいたしますと、約百六十億圓と相なる勘定になります。將來の物價の變動等を考慮いたしましたして、今回からは、この總額計上制度を改め、一應現時の造林費を基礎といたしましたして、本年度に必要な金額のみを追加することとしたし、その額を十二億圓と定め、これに必要な改正措置を講じようとするものであります。以上の理由によりまして、この法律案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上速やかに御賛成あらんことを希望いたします。

○井上委員長 これに対する質疑は明日行うことにいたしますが、この際特別にお諮りをいたしたいことがあります。閉会中に目下内閣において設置されております地方開発協議会において、北海道総合開発五箇年計画を樹立しつつあります。ゆゑに、北海道の寒冷地農業及び開拓等について、実地を視察する必要があるもので、委員を派遣したいと思ひますが、閉会中の委員の派遣については、國會議法第四十七條により、院議により継続審査の許可を得なければなりませんので、閉会中の審査申出書を議長に提出するに異議ありませんか。

○大島政府委員 ただいま提案理由を説明いたしました指定農林物資検査法の第五條の中に「その検査を受けて合格したもの」とありますのは、「その検査を受けたもの」の誤りでありまして、法案そのものの御訂正をお願いいたします。

○井上委員長 委員長から特に委員諸君にお諮り申し上げたいのであります。御存じの通り会期は明日、明後日と二日しかございません。農林委員會に付託されております議案中審議を続けなければならぬものがまだ数件ございまして、そのほかにも諸議案が約三百余件、陳情が約五百件ほどまいつております。そこで委員長といたしましては、皆さん方には非常に御迷惑ではございませんけれども、明日臨時に委員會を開くことのお許しをいただきたいのであります。明日曜午前十時に委員會を開きます。本日質疑を終結いたしました競馬法並びに馬匹組合の整理等に関する法律案について採決をいたします。なおその後たまたま提案になりました二件について質疑を行います。

○井上委員長 これに対する質疑は明日行うことにいたしますが、この際特別にお諮りをいたしたいことがあります。閉会中に目下内閣において設置されております地方開発協議会において、北海道総合開発五箇年計画を樹立しつつあります。ゆゑに、北海道の寒冷地農業及び開拓等について、実地を視察する必要があるもので、委員を派遣したいと思ひますが、閉会中の委員の派遣については、國會議法第四十七條により、院議により継続審査の許可を得なければなりませんので、閉会中の審査申出書を議長に提出するに異議ありませんか。

○大島政府委員 ただいま提案理由を説明いたしました指定農林物資検査法の第五條の中に「その検査を受けて合格したもの」とありますのは、「その検査を受けたもの」の誤りでありまして、法案そのものの御訂正をお願いいたします。

○井上委員長 委員長から特に委員諸君にお諮り申し上げたいのであります。御存じの通り会期は明日、明後日と二日しかございません。農林委員會に付託されております議案中審議を続けなければならぬものがまだ数件ございまして、そのほかにも諸議案が約三百余件、陳情が約五百件ほどまいつております。そこで委員長といたしましては、皆さん方には非常に御迷惑ではございませんけれども、明日臨時に委員會を開くことのお許しをいただきたいのであります。明日曜午前十時に委員會を開きます。本日質疑を終結いたしました競馬法並びに馬匹組合の整理等に関する法律案について採決をいたします。なおその後たまたま提案になりました二件について質疑を行います。

て、討論に入りたいと思ひますから、この三件並びにその他の法案につきましても各党とも賛成を決定して明日御出席を願ひたいと思ひます。

それでは本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十一分散会

〔参 照〕

食糧確保臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

本法は、昨年第一國會に「臨時農業生産調整法案」として提出せられたが、審議未了に終つたものについて、その後國會並びに民間諸團體の意見を参酌し、屢次大幅の修正を施して再び提出せられたものである。

本法は、食糧法の規定に従ひ、從來政府は、食糧法の規定に從ひ、從來秋の作物を見て供出を割当てていたが、紛争が絶えず、農民の生産意欲を減退させる虞があるので、この際農業生産の割当を行つと同時に、事前の供出割当を行つて、この弊害を是正しようとするのである。

即ち予め包括的な農業計画を策定して、米、麦、いも類、雜穀の生産数量及び供出数量を割り当て、生産者の生産と供出との責任の限界を明かにし、一方では裏付けでは裏付け物資たる肥料、農薬、農機具の割当をも計画的に行ひ、しかも事前割当数量以上には絶対に追加供出を行わな

（二）割当の方法としては、先ず農林大臣は、中央農業調整審議会及び都道府縣知事の意見を聴いて、都道府縣ごとに農業計画を定め、これを知事に指示し、知事はその指示に従つて、市町村別に農業計画を定め、これを市町村に指示し、市町村長は更に指示に従ひ、農家に農業計画を定めて農家に指示する。しかして知事が市町村長に指示する場合に、予め都道府縣農業調整委員会の議決を経ることが必要であり、市町村長が農家に指示する場合には、予め市町村農業調整委員会の議決を経なければならない。

（三）肥料等生産資材の割当は、生産の計画と直結して行われ、但し災害その他やむを得ない理由で計画生産の不可能な場合には、農家は市町村長に対して供出数量の補正を要求することが出来る。

（四）知事は都道府縣農業調整委員会の承認を経て不急作物の作付を制限することが出来る。

（五）都道府縣及び市町村農業調整委員会の委員は農民の間から互選し、他に若干名の中立委員を選任することが出来る。

（六）不急作物の作付制限に違反した者は二万円以下の罰金、市町村の生産者の協同活動を阻害した者は五千円以下の罰金に処せられる。

（七）本法の有効期限は概ね三年とする。

二、議案の修正議決の理由

食糧の絶対量が不足し、連合軍より年々多量の放出を受けている現状に鑑み、供出方法の欠陥によつて、農村の民主化を阻害し、また生産に悪影響を與えない限度において、民族の最低限度の生存を保障するため、國として合理的に期待し得る最大限の食糧は絶対にこれを確保せねばならない。しかし本法による農業計画が、農民に課する責任は極めて重大であり、農民は異常な決意と犠牲とを要求せられる。従つてかかる義務の遂行をよりよく果たすためには、農業経営の合理性を高めるといふ意味において、本法により農民に與えられる権利の内容を一層明確化する必要がある。よつて本法は案はこれを修正議決すべきものと決した次第である。

昭和三十二年七月四日
農林委員長 井上 良次
衆議院議長松岡駒吉殿

（小字及び一は修正）
食糧確保臨時措置法案の一部を次のように修正する。

（定義）
第二條 この法律において「主要食糧農産物」とは、米、大麦、はだか麦、小麦、甘しよ、馬鈴しよ及び雜穀をいう。

2 この法律において「農業計画」とは、主要食糧農産物の生産数量（生産者保有数量）（代供出の数量）若しくは供出数量又はその生産者（及び世帯）をいう。

（農林大臣の定める農業計画）
第三條 農林大臣は、中央農業調整審議会及び都道府縣知事の意見を聴いて、米、大麦、はだか麦、小麦、甘しよ、馬鈴しよ又は農林大臣の指定する雜穀についての都道府縣別の農業計画及びその実施に關し必要な事項を定め、これを当該都道府縣知事に指示する。

2 政府は、主要食糧農産物の生産を確保するため必要な奨励措置を定め、これを公表する。

3 政府は、主要食糧農産物の生産を確保するため必要な奨励措置を定め、これを公表する。

4 政府は、第五條第一項の農業計画に係る生産者に対し、前項の供出数量をこえて食糧管理法第三條第一項の規定により主要食糧農産物の賣渡を命ずることはできない。

5 市町村長は、第一項の規定による指示をしたときは、その指示した農業計画において定めた配給数量に相当する数量の肥料、農薬又は農機具を、臨時物資供給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）第一條第一項の規定による命令に基き、当該生産者に割り当てなければならない。

（供出数量の変更）
第八條 前條第一項の規定による指示を受けた者は、災害その他償にやむを得ない事由に因つてその指示に係る農業計画によつて定められた供出数量の主要食糧農産物を

134 主務大臣は、農業計画に定められた肥料、農薬及び農機具その他主要食糧農産物の生産に必要な物の生産、配給又は輸送の業務を営む者に対し、これらの物の供給を確保するため必要な事項を指示することが出来る。

145 中央農業調整審議会に關する規程は、政令でこれを定める。

（農業計画の指示）
第七條 第五條第一項の農業計画につき前條第一項の期間内に同項の規定による異議の申立がないとき又は同項の規定による異議の申立があつた場合において同條第二項の規定による決定をしたときは、市町村長は、当該農業計画に係る

（農林大臣の定める農業計画）
第三條 農林大臣は、中央農業調整審議会及び都道府縣知事の意見を聴いて、米、大麦、はだか麦、小麦、甘しよ、馬鈴しよ又は農林大臣の指定する雜穀についての都道府縣別の農業計画及びその実施に關し必要な事項を定め、これを当該都道府縣知事に指示する。

2 政府は、主要食糧農産物の生産を確保するため必要な奨励措置を定め、これを公表する。

3 政府は、主要食糧農産物の生産を確保するため必要な奨励措置を定め、これを公表する。

4 政府は、第五條第一項の農業計画に係る生産者に対し、前項の供出数量をこえて食糧管理法第三條第一項の規定により主要食糧農産物の賣渡を命ずることはできない。

生産者に対し、当該農業計画を指示しなければならない。

2 前項の規定による指示を受けた者は、その指示に係る農業計画において定められた生産数量の確保に努めなければならない。

3 第一項の規定による指示があつたときは、その指示に係る農業計画において定められた主要食糧農産物の供出数量（第八條第一項の規定による変更があつた場合においては、その変更後における供出数量）をもつて、その指示を受けた者が食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三條第一項の規定により政府に賣渡すべき数量とする。

4 政府は、第五條第一項の農業計画に係る生産者に対し、前項の供出数量をこえて食糧管理法第三條第一項の規定により主要食糧農産物の賣渡を命ずることはできない。

5 市町村長は、第一項の規定による指示をしたときは、その指示した農業計画において定めた配給数量に相当する数量の肥料、農薬又は農機具を、臨時物資供給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）第一條第一項の規定による命令に基き、当該生産者に割り当てなければならない。

（供出数量の変更）
第八條 前條第一項の規定による指示を受けた者は、災害その他償にやむを得ない事由に因つてその指示に係る農業計画によつて定められた供出数量の主要食糧農産物を

134 主務大臣は、農業計画に定められた肥料、農薬及び農機具その他主要食糧農産物の生産に必要な物の生産、配給又は輸送の業務を営む者に対し、これらの物の供給を確保するため必要な事項を指示することが出来る。

145 中央農業調整審議会に關する規程は、政令でこれを定める。

（農業計画の指示）
第七條 第五條第一項の農業計画につき前條第一項の期間内に同項の規定による異議の申立がないとき又は同項の規定による異議の申立があつた場合において同條第二項の規定による決定をしたときは、市町村長は、当該農業計画に係る

（農林大臣の定める農業計画）
第三條 農林大臣は、中央農業調整審議会及び都道府縣知事の意見を聴いて、米、大麦、はだか麦、小麦、甘しよ、馬鈴しよ又は農林大臣の指定する雜穀についての都道府縣別の農業計画及びその実施に關し必要な事項を定め、これを当該都道府縣知事に指示する。

2 政府は、主要食糧農産物の生産を確保するため必要な奨励措置を定め、これを公表する。

3 政府は、主要食糧農産物の生産を確保するため必要な奨励措置を定め、これを公表する。

4 政府は、第五條第一項の農業計画に係る生産者に対し、前項の供出数量をこえて食糧管理法第三條第一項の規定により主要食糧農産物の賣渡を命ずることはできない。

供出することができなくなつたときは、市町村長に対して、当該供出数量の変更を請求することができる。

2 前項の請求をするには、同項の事由が生じてから十日以内に、市町村長に、これを届け出ておかなければならぬ。

3 第一項の請求は、都道府県知事の定める期間内にこれをしなければならぬ。但し、その期間が経過してから生じた事由に基づく場合は、この限りでない。

4 第一項の請求は、食糧管理法第三條第一項の規定による賣渡命令の効力を停止しない。但し、第五項において準用する第六條第二項の規定による決定があるまでは、食糧緊急措置令（昭和二十一年勅令第八十六号）第一條の規定による收用は、これを行わぬ。

5 第一項の場合には、第六條第二項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同條第二項中「同項の期間満了後」とあるのは、「第八條第一項の請求を受けた日から」と読み替えるものとする。

（肥料等の配給数量の削減）

第九條 市町村農業調整委員会は、第七條第一項の規定による指示を受けた者が、その責に帰すべき事由に因りその指示に係る農業計画において定められた生産数量を確保できる見込がないと認めるときは、同條第五項の規定により割り当てられた肥料、農薬又は農機具〇等の配給数量の削減を市町村長に請求することができる。

（罰則）
第二十九條 〇第三條第四項の指示又は第十條第一項の規定に違反した者は、これを二万円以下の罰金に処する。